

第九十三回 参議院科学技術振興対策特別委員会會議録第七号

昭和五十五年十一月十二日(水曜日)  
午後一時二十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 太田 淳夫君  
理事 後藤 正夫君  
林 寛子君  
八百板 正君  
塩田 啓典君

委員 岩上 二郎君  
長田 裕二君  
片山 正英君  
上條 勝久君  
源田 実君  
鈴木 正一君  
長谷川 信君  
松前 達郎君  
吉田 正雄君  
佐藤 昭夫君  
小西 博行君

國務大臣 國務大臣  
官(科学技術庁長官)

政府委員 科学技術庁長官  
官房長  
科学技術庁振興  
局長  
科学技術庁原子  
力局長  
科学技術庁原子  
力安全局長

事務局側 常任委員会専門  
員

町田 正利君  
下邨 昭三君  
宮本 二郎君  
石渡 麗雄君  
赤羽 信久君

参考人

日本原子力船開  
発事業団理事長 野村 一彦君  
日本原子力船開  
発事業団専務理  
事 倉本 昌昭君  
日本原子力船開  
発事業団理事 野沢 俊弥君

○本日会議に付した案件  
○日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法  
律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(太田淳夫君) ただいまから科学技術振  
興対策特別委員会を開会いたします。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法  
律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。  
○吉田正雄君 委員長、この前請求しておいた資  
料は、きょうここで正式に配付をされるんです  
か。

○委員長(太田淳夫君) 配付されます。

【資料配付】

○吉田正雄君 それでは先回に引き続きまして原  
子力船「むつ」の問題について質疑を行います。

先回の質疑の際には、契約の内容といたものが  
明らかでなければ法案の審議を十分行うことがで  
きないというところで、契約の概要については資料  
としてこの委員会に提出をするということになっ  
たわけですね。この概要も実はきょういただいたわ  
けです。したがって、これで十分かどうかとい  
うのは質疑をまたやってみないとわかりません  
し、そういう点でさらに追加の要求をするかもわ  
からないということを冒頭に申し上げておきま  
す。

そこで、まずこの契約内容というもののについて  
明らかにしておかないと、今回また行われており  
ます改修の問題、さらには改修が完成した時に再  
度何か欠陥なり事故なりが起きたという場合に、  
再び同じようなことが繰り返されてはならないと  
いうことでありますので、そういう点でやはり厳  
密にこの内容について検討をしておく必要がある  
だろうというふうに思うわけです。

そこで、いまいただきました「原子力第一船の  
建造契約書の概要」というものを見ますと、船体  
部と原子炉部に分かれてずっと書かれておるわけ  
です。まず一が契約当事者、二が契約物件、それ  
から三が契約金額、四が契約締結日、五に引き渡  
し期限というのがございます。そこで、まずこの  
引き渡し期限について当初にお尋ねをいたしま  
す。

船体部のところで昭和四十五年五月三十一日と  
なっておりますが、括弧をして「後に「昭和  
四十五年七月三十日」に変更」と、こういうふう  
になっております。この変更の理由は何でしょう  
か。

○参考人(倉本昌昭君) この引き渡しは船の遮蔽  
工事、ポリエチレンの遮蔽工事あるいは重コンク  
リート等の石川島が分担をしております二次遮蔽  
の工事につきまして、やはり原子炉でございます  
ので、非常に厳重なそういう品質管理、また慎重  
な施工というふうなものが必要であって、予想外  
に時間がかかったということで、約二カ月間の延  
長をいたしましたわけでございます。

○吉田正雄君 建造を開始したのはいつですか。  
○参考人(倉本昌昭君) 契約をいたしましたのが  
昭和四十二年の十一月の十六日でございます。船  
体部の起工は四十三年の十一月二十七日でござい  
ます。

○吉田正雄君 ところで、いま申し述べられたよ  
うな理由によつて引き渡し期限が変更になったわ  
けですね。これはもちろん契約によりまして、契  
約内容を変えるという場合には「両者協議のうえ  
契約金額、引渡期限その他この契約に定める条件  
を変更することができ」と、こういうふうにな  
っているわけなんです。事業団側としては引き渡  
し期限の変更、つまり期限の延長については当然で  
あるというふうに認めて合意をされたと思うん  
で、そういうことですか。

○参考人(倉本昌昭君) 当然その当時、そういう  
形で合意をいたしております。

○吉田正雄君 その合意の際には石川島播磨の方  
から申し出があつて、事業団としては特にそれ  
について文句を言う筋合いのものではないと、特にむ  
ずかしいこと言う必要はないだろうと、合理性が  
あるということで、ずっとこれは合意されたわけ  
ですね。

○参考人(倉本昌昭君) その辺の細かい経緯は私  
ども存じませんけれども、どの時点でどういう話  
があつてこの変更の討論がされたかという点につ  
きまして、ただいまその経緯についてはどうであ  
つたかということについては私存じませんのですけ  
れども、その時点においては予想外に時間がかか  
つたというふうな資料が一応残つておるといふこ  
とでございます。

○吉田正雄君 このごろ耳が遠くなりましたか  
ら、もうちょっと大きい声出していただきたいと  
思いますしね、何か自信のない答弁に聞こえるん  
ですがね。

私はいまあなたに意地悪でこういつてしつこく  
聞いているんじゃないんですよ。そうじゃなく  
て、この前から契約の内容については私の方でし  
つこいくらいに聞いておるんです。なぜかとい  
うと、契約の内容がこの前から繰り返して言っている  
ように少しも明らかにされない、説明が不十分で  
あるというふうなことがあつて、私の方では何回  
も聞いているわけですね。この前の法改正のとき

の五十三年の十月にも、この前の委員会でも言ったように、いまから二年前にもこの契約内容についてはしつこく聞いて聞いているんです。しかし、そのときもはっきりしなかった、内容が。そういうことで今度の概要というものを提出していただいたんですね。なぜ私が厳密にといいますが、きちんとお聞きをしなければならぬのかという点、今度の事故に関連を、事業団が一方的に責任を負うような形で取捨をされているという点、この大問題じゃないかという点、この点があるから、ところが、事業団側が契約変更をしようと思つたら、今度はメーカー側の抵抗なり同意が得られないということ、責任は全部一方的に事業団側がしよ、つまり国が全部一方的に責任を処理すると、こういうことになったんでは、これは双務契約ではないじゃないかと。契約上言う誠心誠意これをやるんですという、こういう契約上の基本理念というものが、これは一方的に踏みつけられておるのではないかと。それから、私はこうやって質問しているんです。だから、この変更の理由について、当時の詳しいことはわかりませんという答弁が困るんです。相手側のこと聞いてるんじゃないんです。いま事業団として変更の申し入れ、引き渡し期限の延長については、事業団側としては特に文句をつけることもない、合理性があると思つてさつと同意をされたのかどうかというのを聞いてるのに、当時の詳しいことはわからぬなんて、そんな答弁ありますか、あなた。これは後に響いてくるんです。後に聞くことに。もうちょっとしやんとしなさいよ。そんな答弁ありますか。

私はこの前から契約内容についてはお聞きしますよと言っているわけでしょう。だから、契約内容についていろいろ質問が出るということはわかつてるわけですから、少なくとも契約内容の性格であるとか、経過であるとか、そういうものについては事業団としてはきちんと踏まえておかな

きや、ここへ出てきてもらつた役立たぬじゃないですか。もつとしやんとした答弁しなさいよ。

○参考人(倉本昌昭君) 延長につきましても第一船であり、これらの進捗工事につきましては初めてのことでもございまして、工事そのものについてやはり当初の予定よりも相当時間がかつたということ、この時点で協議はメーカーと事業団との間で慎重な協議が行われておつた、こういうぐあいに存じております。

○吉田正雄君 同じく今度は原子炉部分、三菱原子力工業株式会社との契約。ここでは、同じく原子炉部分について引き渡し期限が昭和四十七年の一月三十一日となつておつて、後に昭和四十七年八月二十日に変更、こういうことになつていくわけですね。これが変更された理由は何によりですか。

○参考人(倉本昌昭君) これは三菱重工業にいまお願いをしましたウエスチングハウス社の原子炉の設計チェック、設計のチェック・アンド・レビューと言つておられますがその結果、また、その他関連実験等がございまして、この実験とチェック・アンド・レビューの結果、技術的な仕様の改良と申しますか、仕様の変更が必要になつたと。そのために機器設計あるいは配管設計、材料手配等に時間がかつた。また、その他加圧器でありますとか、安全保護系統の改造等がございまして、これらに時間がかつたというふうなことで延期をいたしておるわけでありまして。

○吉田正雄君 いまの説明のところがきわめて重要ですので、改めてお聞きをいたしますが、いまウエスチングハウス社にも設計のチェック・アンド・レビューの依頼をやつたと。そういう結果に基づいて、何か設計についてもいろいろ手直しをする必要が生じたみたいな説明だと思つたんですけれども、これは例の五十年五月に出された「むつ」放射線漏れ問題調査報告書、俗に言う大山報告の中の十一ページにも指摘をしております。これは大臣ね、いま局長がそれを持っておいでに

なりますから、そのところをちょっと見てもらいたいと思うのですけれども、このところはどう書いてあるかといふと、十一ページの中は「よりよかつたところでは、この場合も、」と書いてありますが、要するに放射線漏れが起きたと、何で起きたのかというところの問題指摘がここに書いてあるんですよ。

そこを言う前に、同じ十一ページの上の方ちょっと見て下さい。十一ページの上から五行目のところ。そのため、設計に当つて、計算に乗り難い複雑な形状をした遮蔽材の遮蔽能力についての判断力が足りなかつたことが今回の問題の大きな原因になつたと考えられる。と。こういうことを、まずここで指摘をしておいて、そして、いま申し上げました同じ十一ページの下の方に行つて、「この場合も、これらの計算の不備などを補うため一般に行われているモックアップによる遮蔽実験が計画、実行された。この実験は、JRR-4を用いて行われたが、そのときすでに問題のストリーミングを予測し得る明らかな現象が観測されている。また、米国ウエスチングハウス社による設計のチェック・アンド・レビューの結果もストリーミングの可能性を指摘し、一つの対策を勧告している。しかし、計画、設計、建造ならびに審査、検査の各段階の担当者には、いずれもこれら一連の技術的問題が従来経験された以上に複雑で、未知の部分が多かつたことに加え、相互の連絡も十分でなかつたため、事態を正確には握り、適切な判断を施して、設計、建造に反映せしめ、適切な対応がなかつた。」と、こういうふう

に書いてあるんですよ。いまの答弁ではそういう指摘があつたので、設計に何か再配慮を加えて手直したような言い方がちよつとあつたと思つて、それだけ、それがやられていなかった、ここには指摘してあるんですよ。事前にそういうことが予測できる現象がすでにあらわれておつた。それからウエスチングハウス社の依頼からも、設計上に問題があるというふうに指摘がされておつた。ところが、そういう問題が正しく理解をされ

た。ところが、そういう問題が正しく理解をされはならなかつたということ、今度の問題が起きたんだという指摘を、いま大山委員会がやっているんですよ。当然設計を十分見直してやるということになれば、二カ月や三カ月のおくれでもつてこれが解消される内容じゃないんですよ。本当に行われておつたらもう少し大幅に私は期限は延びざるを得なかつただらうけれども、ここに指摘してあるように、十分な対策を講じなかつた。要するに聞き逃したというか、聞こうとしなかつたというだけなんです。しかしまあいいですよ。あなたのいま答弁は、この大山委員会の報告とはちよつと違つておることで報告をされているわけだ。わすか七カ月程度の延長でこんな大事な設計が変更されれば、施工方法から材料からずいぶん違つてきて、とてもじゃないけど七カ月でもつてそんなでございまして、簡単な問題じゃないですよ。それはいいですわ、あなた当時おいでにならなかつたんでしょ、詳しいことはわからぬということですか。しかし、詳しいことわからぬじゃああなたの責任は完遂できないんですけれども、それはそれとして、その際に、同じくお聞きをしたのは、事業団としては期限延長は当然でありますというところで、特に注文なりあるいは文句はつけられなかつた、ごもつともございましてというところで、この延長には同意をされた、こういうことですね。

○参考人(倉本昌昭君) その時点で変更の内容、またそれにどのくらいの時間がかかるか、その点については三菱の方に對して内容については詳細に聞き、その延長が妥当であるという判断をしてこの契約を延期をいたしておるわけでございます。

○吉田正雄君 そのところを事業団がどういう態度をとつたかということ、非常に重要なことなんです。これは後ほどと非常に関連しますから、何でもないうですけれども重要だと思つて、いま私はそれを聞いています。皆さん

は向こう側のメーカーの申し入れをそらだと思つて合意をされているわけです。

そこで六番目に、今度は総則というところでお聞きしますが、原子炉部分にこれから中心を置いて質問をしたいと思います。この総則のところ、三菱原子力工業株式会社が「原子力第一船の原子炉を設計製作し、」と、こうなっているんですよ。そこで、この前、設計上にミスがあったという大臣の答弁がありました、二年前の委員会の議論のときには、設計のミスがあったということは何が事業団側に責任があるような、そういう論旨の発言が当局側からあったやに私は記憶しているんですよ。ところが、この契約書を見ますと、三菱原子力工業株式会社が設計も担当して製作をするということが明確に書かれておるわけですよ。そうでしょう。だから、よく基本設計とか詳細設計とか言つて、基本設計は事業団がやつて、詳細設計はメーカーがやるとかという言い方があります。ただ、基本設計と詳細設計がどこで区分されるのかという、むずかしいその辺は境界のところはありますけれども、一応基本設計と詳細設計という概念はわかります。そこで、ここで言っている設計というのは、私はこの契約書から見れば、特に基本設計と書いてない以上、要するに、原子炉そのものの設計製作と書いてあるんですから、部分的な設計じゃない、これは設計全体を指すものだと思ふんですが、これはどうなんですか。

○参考人(倉本昌昭君) この契約をするに当たりましては、契約書に何と書いてあるか、仕様書というふうなものが一応ついておるわけでございますが、その仕様書のもとになりますのがいわゆる基本設計と申しまして、この基本設計は事業団がメーカーに依頼をしてつくってもらい、またそれをさらに修正をして、事業団としてその基本的な設計によつて船をつくるという形になりまして、その基本設計に基づいていわゆる詳細設計と申しますか、さらにこれを製作するための設計については、これはメーカーの方に依頼をして、メーカー

の方がこれはプラント全体としての性能確保のために必要な点としての計算等を行い、詳細設計を行つて船をつくつて、それを事業団に渡すということに一応なつておるわけでございます。したがって、ここで言つております設計製作といひますのは、この基本設計に基づいての詳細設計、この原子力船をまとめるための設計というもので、これはメーカーが責任を持つということになつております。

○吉田正雄君 だから、契約書というものを皆さん方、ここへきよう出されたのも、これは要約されて出されているんですよ。契約というのは非常に厳密でなきゃいけないですよ、後で争いが起きないように。契約の内容の解釈をめぐつたり、定義をめぐつての解釈で争いが起きたんじやこれは話にならぬわけでしょう。そういう点で契約というのは疑義のない内容でなきゃいけないんですよ。

ところで、通常一般の方がこれを読んだ場合、原子炉を設計製作しと書いてあるんですが、ほかにまた設計がありまして、その設計に基づいて――あなたは中途中で製作設計という言葉を使ひやつておられるんですよ。製作設計というのは何ですか、これは、製作設計なんという言葉はばくは余り聞かないんですが、俗に言う詳細設計のことをおっしゃっているんだらうと思う。つまり基本設計というのがあります。それに基つてつくつていく場合の、いろいろな細かな仕様と、いろいろな部品からいろいろな材料から何からという細かなものがあるんですね。こういう設計のことを多分製作設計とおっしゃっているんだらうと思ふんですが、余り普通製作設計なんという言葉は聞きませんけど、そういうぐあいに言葉で言つていて、一体設計というのは何を指しているのか。これ見た限りではわからぬわけでしょう。じゃあ、この契約の内容がもつとはつきりするために、あなたがいまおっしゃつた仕様書というものもあわせてここへつけてもらわなきゃ、この

契約の内容というものが限定されない。どつからどつまでがこの契約の中に含まれておるのかというところが定かでない。そういう契約自体が問題なんです。また、大臣おわかりですか、いまの論議のやりとりは、大臣、ここ大事なんですよ、聞いてください。この前、設計上のミスによつてと、大臣みづからがおっしゃっているんですよ。じゃ、どこに責任があるのかというのは、これは設計だけじゃないんです。大山委員会報告では、基本的には原子力行政そのものにあるということも言つています。そのあらわれとして設計上にもいろいろ問題が出てきたというものが、さつき読み上げたところに指摘をされておる設計部分にもそういう欠陥が出ておると、この指摘をされているんで、何か技術者のところは大

臣には関係ないというんじやないですよ。しかも、大臣としては設計上にミスがあったとおっしゃっているんですよ。設計上にミスがあったことも責任を負うべき範囲の設計かというのを明らかにする必要があるから聞いているんですよ。ここで言う設計というのは、だれが読んでも聞いてもわかりのいい言葉にうちよつと直して下さいます。それじゃ、この契約書で言う設計とか何とか言っているが、もつとわかりのいいものにしなきゃならぬでしょう、それは。どういうことなんですか。

○参考人(倉本昌昭君) ここで言つております設計製作しと申すことは、事業団の方で示しました基本設計の仕様書でございすけれども、その仕様書に基づいて、自分でこれをつくるためにどうしても設計をしないやならない。そのためには一応その仕様書に基づいて原子炉の設計をやり、それから製造を行うという意味でございます。

○吉田正雄君 その説明じゃ聞いておつたつてわからないですよ。お聞きになつた委員の皆さんわかりますか。じゃ、もつとずばり聞きます。設計上のミスによつて放射線漏れが起きたという、その設計上の

ミスというのは、基本設計にあるのか、この設計にあるのか、どちらなんですか、まず、ずばり聞きます。

○参考人(倉本昌昭君) 放射線漏れの原因が明らかに設計のミスであつたということは、結果的に見ればこれは明らかに設計のミスであつたということでございます。と申しますのは、この当時、基本設計は事業団で……

○吉田正雄君 質問に答えなさいよ、質問に。○参考人(倉本昌昭君) と言いますのは、その当時の技術的な知識、それからいろいろな資料等に基づいて、その時点においてはこの設計は間違つてないという判断を下しておつたわけでございます。

ただ、その判断がその後の技術的な新しい知見というものによつて修正されなかつたということ、結果的には確かに高速中性子というものの挙動が当初の設計の中に組み入れられてなかつたというところで、基本的な設計のミスということが結果的にはつきりしてきたということでございます。設計を行つた時点において明らかにわかつておつて、それが間違つたというミスではないというところでございす。

○吉田正雄君 私の質問には全然答えていませんよ。いいですか、その設計がよかつたか悪かつたかというところは、物をつくつて実験してみても、仕様書どおり、設計どおりの性能が出て、その他の欠陥も破損もないということでは確かめられるのであつて、当初からこれはミスでありますかということを確認しながら設計しているばかりではどうもありませんよ、そんなことは。いずれにしても、結果を見なければ設計がよかつたのか悪かつたのかなんていうのはわかりませんよ、それは。私が聞いたのはそういうことじやないですよ。基本設計に責任を負うべき設計上のミスがあつたのか、ここで言う設計、契約上で言う設計にミスがあつたのかというのを聞いておるんですよ。それにあなたは答えてないですよ。設計しているときにはちつとも間違ひだと思ひません、これで十

分だと思って設計しました。——あたりまえの話でしょうが、そんなことは。ところが、私がさっき読み上げたこれ、いまあなたはどう聞いていましたか。大山委員会では、あらかじめそういうことが想定されたにもかかわらずと云って、ここで指摘しているでしようが、ウェスタングハウス社の方からも、そういうことを言ってきたというところに書いてあるでしよう。だから、事前にわからなかったんじゃないです。不十分だということがわかりながら、なおかつ、その設計変更はやらなかったという事なんですよ、まず。したがって、私が言うのは、設計上の欠陥、不十分——言葉はいろいろでしよ、十分と云っていいの、ミスと云っていいの、どうでもいいですよ。いずれにしても、完全でなかったことは確かですよ。だから、そういう点であらかじめ予測できたという事はあなたの答弁と違う。大山委員会の報告で、これはあらかじめ想定できたとはっきり言っているんだから。そこで、私が聞いているのはそういうことでなくて、いま言ったとおり、設計というのは、事業団の方の設計にそもそ間違いがあつたのか、三菱原子力工業のこの設計にミスがあつたのか、どっちかと聞いているんですよ。そこをはっきり答えなさいというんですよ。

○参考人(倉本昌昭君) 基本的には、この設計では一応遮蔽につきましては、どの場所でもどの程度の線量になるように遮蔽をしないという仕様書で条件を決めておるわけでございます。それに基づいて三菱は遮蔽の計算をして、そこにどういふような遮蔽材料を置いてその線量を一応確保するかということ、計算につきましては三菱の方が責任を持って計算をし、それに伴った設計を行つておるといふ点からいいますと、確かにその計算をする過程において、いろいろ計算のための条件等についての知識等が足らなかったとか、いろいろなことございますけれども、三菱が基本的なその点で責任があつたという事は否めないと思います。

○吉田正雄君 何を答弁しているのか、さっぱりわかりません。ちつとも明確に答えてないじゃないですか、あなたは。

基本設計が本来責任を負うべきものだったのか、第一義的に。それとも、ここで言っている設計上に問題があつたのか、端的に言えば、そういうことを聞いているわけでしょう、さつきから。あるいは施工上に問題があつたのか、いろいろあると思うんだけど、大山委員会の報告では施工そのものにもいろいろ問題があるという事は言っておりますけれども、総合的に問題があつたと言つていますが、とりわけ放射線漏れについては、基本的には設計上にやっぱ問題があつたという事をはっきり言っているわけですよ。しかも、それはあらかじめ予測できたと言っているんだから、どこに問題があつたのか。大臣、あなたは設計上にミスがあるとこの前答弁されているんですが、事業団でも使い分けをやつています、基本設計と詳細設計。大臣はどっちの設計にミスがあつたというふうにお考えになつていらっしゃるんですか。周囲からどういふ説明を受けているんですか。私はこの前、当初に大臣に言つたように、あなたに御進講を申し上げる人たちはどういふ説明をやつたのですか。これは大事なんですよ、責任問題ですからね、契約上の。

○国務大臣(中川一郎君) 私も技術的なことはよくわかりませんが、基本設計あるいは詳細設計、いろいろあるんだらうと思いますが、私の認識では両方に責任があつた、基本設計、それから詳細設計、両方に問題があつた、こういうふうに思っています。

○吉田正雄君 そういうふうにおっしゃつていただけりゃいいんですよ、事業団の方は。私が聞いているのは簡単なんです。どっちにミスがあつたのか聞いているので、両方なら両方とおっしゃつてもらえれば、こんな長々と余分なことでもって五分も六分もやる必要はないんですよ。だから、よく質問聞いてください。基本的にあなたの答弁姿勢というのは、質問にまともに答えないで、と

にかくあてもないこうでもないという抽象的な言い方をして、問題をぼかすという態度があるから、そういう答弁になるのですよ。あなたの答えているようなことは、もうこれだけ大山委員会報告で詳細にいろんなことが書いてあるんですよ。その後もいろいろな報告書出ています。私はこれ読んでいます、すでに。読んでいるわけじゃない、質問している、何を質問しているかということ、あなたがわかつていないはずですよ。何を聞かんとしているのかというのがわからぬはずがないわけですよ。わからなかつたら、答弁要員として出てくる必要はない。答弁できる人が出てくれればいい。質問の内容がわからなから、そういうぼかすような答弁をしたら、大臣はいま両方に責任があるとおっしゃつた。いいですか、基本設計とそれから契約上ここで言われておる設計——まあ詳細設計といつたらいいんですかね、これ両方にあると、いま大臣から答弁されたわけですよ。これ間違いないですね。

○国務大臣(中川一郎君) これは裁判で争つて決めるべき性格のものかもしれませんが、本当に……

○吉田正雄君 いやいや、そんなことは言つてないですよ。

○国務大臣(中川一郎君) ただ、私としては両方あつたのかなあと、こう思うと申し上げたんであつて、私が技術屋で設計書を見て、ああこれはこれだと言ふ立場にありませんから、相手側は私じゃない、基本設計だというふうに言う人もいますし、あるいは、あるいは詳細設計だというふうな意見もあります。総合的に政治的感覚で私から見れば両方悪かつたなあとという私の推察を申し上げたんであつて、私自身が技術的に全部設計内容を見てやつたわけじゃありませんから、きめつける立場にはありませんけれども、おまえはどう思うかと言われれば、両方あつたな、こういうことを申しているんで、私がここで決めたことが絶対の権威のある根拠のものを背景にして申し上げてはおらないということだけはつけ加えさせていただきます。

○吉田正雄君 その大臣答弁もおかしな答弁です。すでに大山委員会の報告も出されて、いろんな専門委員会が設けられていろんな報告、さらに今後どういふふうに改修すべきかという、そういう提言もなされているわけですね。したがって、いま大臣は、私専門家でないし、基本設計も詳細設計も見えないしわからぬと、政治的な感覚からするならば両方あるだらうと、こうおっしゃつて

いるんですが、これは政治的感覚で物を言うべき内容じゃないでして、これははっきりしているんですよ。まさに科学的にはっきりしているんだ。事業団では、だから、どうお考えですか。あなたは、大臣が答弁したらはつとしたような顔を

○参考人(倉本昌昭君) いろいろ回りくどい御答弁を申し上げて申し上げてございませんでしたが、はつきり申し上げますと、この仕様書に遮蔽設計は事業団が与えた条件を満足するように設計しますというところがはつきりうたつてございますので、この条件が満足されないという結果が出ておりますので、責任はやはりこの設計をした三菱にあると……

○吉田正雄君 おしまいの方が声が小さくて聞けないんですよ。さつき言つた、私、ちつとこのごろ耳が遠くなつてきているのだよ、もうちよつと大きい声で言つてください。

○参考人(倉本昌昭君) 責任は三菱にあると……

○吉田正雄君 三菱にある。

○参考人(倉本昌昭君) はい。

○吉田正雄君 事業団側からその仕様書を資料として出してください。いいでしよ、それ。これは契約書でも何でも、仕様書だ。いま私の言わんとしている意味はわかるでしよ、その仕様書という意味は、基本設計にあるのか、どっちにあるのかということだから、それ出してくださいというのですから、いいですね。これは両方の契約内容じゃないですよ、事業団そのもののあれだから。

○参考人(野村一彦君) この仕様書は契約の一部でございますので、これも御説明いたしますけれども、こういう膨大な仕様書でございますので、必要な箇所につきまして御説明いたしますが、そのまゝお出しするのは勘弁していただきたいと思っておりますが……

○吉田正雄君 仕様書が膨大なのはわかります。ですから私が言っているのは、いまこの設計に関連して、基本設計とここで言っている設計のどちらにどういうふうにかかわっているのかということをはっきりさせておく必要がある、あまいにすべきじゃないんですよ。後の事後処理どうしたこうしたというのはまた別問題でして、責任だけははっきりしておかないかぬということから言っているんですよ。だからそれに関連する部分の資料は出してくださいと言っているんですよ。だからいいでしょう、それは。そんな必要もないところまで、膨大なものをくださいと言っているんじゃないですよ。いまこれに関連して必要な部分、秘密でも何でもありませんですよ。これはいいですよ。

○参考人(野村一彦君) 契約の相手方と相談をしましてその部分についての資料をお出しするようにしたいと思っております。しばらく御猶予いただきたいと思っております。

それから先ほど来のごさいます、先生の御質問の中に大臣が設計にミスありというふうにお答えになったというところがございますが、あるいは大臣もそのようにお答えになったか……

○吉田正雄君 大臣がどう答えたか、あなたが大臣にかわって答える必要はないんだよ。大臣の答弁を推測する必要はないの。

○参考人(野村一彦君) 設計にミスがあるということとは事業団としても責任がありますということが私がお答えしたわけでございますので、そのことを申し上げたわけでございます。

それからもう一つは基本設計、つまり事業団にだけ責任があると、相手方にはないということではございまして、事業団にも責任が当事者として

てありますし、それから製作をした三菱原子力にも責任がある。その責任の分担はどうなるかというところはいろいろ議論がありますが、ただ、私が前回答えしたのは法律上の賠償責任といえますが、瑕疵担保責任をあの時点では問えなかったのではないかとこのことを申し上げたわけでございますので、ちょっと補足させていただきます。

○吉田正雄君 聞いたことには、理事長もあなたもそうだ、聞いたことにはまともに答えないでいて、聞かぬことをべらべらしやべって、あなたはいま何言いました。大臣は設計上にミスがあるなんて言っていないと、いまそんな言い方をしました。大臣はこの前言ったんですよ、はつきり。大臣記憶あります。だから人のことをあなたが一々言う必要はないですよ。大臣がこう答弁したとかしないとか、そんな推測なんてやる必要はないですよ。この前大臣ははつきり答えているんだから、大臣記憶あるでしょう。

○国務大臣(中川一朗君) あります。

○吉田正雄君 そうなんです。いいですか。

そこで今度は局長にお聞きします。あなたが局長在任当時じゃなかったわけだ、この事故が起きたのは。そしていま非常に困難な時期に原子力局長という重責を引き継がれて、そして法改正案が提案されているわけですよ。同じ過ちを再び繰り返してはならないんですよ、これは。そういうことでわれわれが賛成だとか反対だとかという基本的な立場は抜きにしても、少なくともここで審議をされている内容についてはやっぱり明らかにしなきゃいけない。同じ過ちを繰り返してはならないんですよ。

そこで、現局長としていろいろ研究もされたと思うんですよ、法案を提案されているんですから。したがって、大臣は政治的感覚で両方に責任があるだろうとおっしゃったわけ。両方にミスがあると、こうおっしゃった。両方に責任というよりも、設計上両方に問題があったんじゃないかとおっしゃった。事業団の方は、こちらの三菱の方の設計に問題があったというふうに思っています

と、それから、責任ということになると両方にあるんじゃないかというのがいまの理事長の答弁なんです。責任というのには賠償だとか損害補償とか何とか、そういう意味での責任じゃなくて、私がいま聞いているのは、この放射線漏れが起きた原因というものが、設計にあるんだという指摘があるわけですから、したがって、その設計というものは基本的な設計にそもそも問題があったのか、基本設計では問題がなかったんだけれども、具体的な今度は製作に移っていく段階での詳細設計、つまり三菱側の設計の中に不十分な点があったために放射線漏れが起きたんだと、どういうふうに理解をされておりますか。

○政府委員(石渡廣雄君) 非常に複雑な事態でございましてうまく説明できませんがどうか自信がございませぬが、まず、基本設計というもののついで誤りがあつたとは思っておりません。後ほどさらに追加の御説明が必要になるわけでございますが、仕様書というものが事業団の手で基本設計と一緒に恐らくメーカーに示され、メーカーがそれを受けましていわゆる詳細設計をやり、そしてそれに基いて製作に移る、こういうプロセスを経たと思っております。この詳細設計をつくり出す段階で、恐らく発注者である事業団との意見交換というものは十分なされたはずでございます。その点、大山委員会はそういう段階において、事業団がメーカーの行った詳細設計を十分にチェックするあるいはアドバイザーする体制になかった、あるいはそれだけの技術的な力と申しますか、ポテンシャルと申しますか、そういうものに欠けておった。ほかの表現では、単なる事務処理機関としての動きといったような姿勢であつたというふうな指摘されておりました、そういう意味では、設計上の問題を離れまして、こういう重要な事業を遂行していくその基本となる設計についての十分なチェック機能を果たし得なかったという意味での責任というものが問われるのではないかと、このように考えております。

○吉田正雄君 いまの局長の答弁を聞けば、私も多分そうだろうというよりも、私の認識も大体一致しているんですよ。基本的には、私は、原子力行政そのもののあり方にまず大きな問題があつたと。これはもう大山委員会でも指摘をしているとおりです。私は、狭義の面での事故が起きた責任が一体どこから出てきたのか、原因はどこにあったのかということでも聞いています。それから、事業団の皆さんに言っておきますが、私は皆さん方に政治的責任を聞く気はありませんよ、政治的責任は大臣以下の行政当局にあるんですから。私が皆さんにお聞きしているのは、まさに事業団の任務、業務上にかかわる皆さんの権限内で聞いているんですから、余り大臣がどう答弁してくださるだらうかなんて期待もよくないし逃げ込むのもよくないし、そういうことで答弁してください。

そういうことで、わかりました。要するに、基本設計には問題がなかったと、やはり詳細設計の段階で連絡不十分があつたり、基本設計の趣旨が十分に相手側に伝わらなかったというふうなこともあつて、具体的には基本設計上からこういう問題が出てきたということはよくわかりました。そこで、そういった事実と、契約上いろいろ後でまたお聞きしますが、③のとこに「事業団が別に行なう燃料装荷以降の諸試験において原子炉の性能の達成を両者が相互に確認する」と、こうあるわけですね。燃料装荷はいつ行われましたか。

○参考人(倉本昌昭君) 四十七年の九月でございます。

○吉田正雄君 「性能の達成を両者が相互に確認する」となっていますが、確認はされていませんね。

○参考人(倉本昌昭君) これは放射線漏れが起きたので試験を途中でやめておりますので、確認されておられません。

○吉田正雄君 七番目の理念ですけれども、「両者は、この業務が、関係当事者の協力を得て原子力第一船を開発するという特殊な性格および重要なかつ複雑な内容をもつことを認識し、信義、誠実

の原則にのつとつて、この契約の完全かつ円滑な履行を図る。」と、こういうふうにあるわけですね。私は、原子力船というものが国で初めて研究開発をされていくということで、すべての問題が初めての経験だと思ふのです。そういう点で、私は、契約上細かに一〇〇%を尽くした内容の契約書というのは、そのこと自体がもう不可能だと思ふのです。そういう事態が出てくるかわからないという事です。それを考えますと、私は、包括的というか、契約の基本理念というものをきちっと明示することがこういう場合の契約ではとりわけ重要だと思ふんです。そういう点で、「この契約の完全かつ円滑な履行」というものを「信義、誠実の原則にのつとつて」やるのだというこれは、私は単なる抽象的な表現ではなくて、現実にはこういうことが行われなければならないと思ふのです。そういうことで、第何条というふうになっているのかという事になってくるのか、これももとの契約書がありませんからわかりませんが、私はここに書かれてある趣旨というのは、いま言ったように、すべてをここで盛り込むことはできない、いろいろな予期せざるものが出てくるかわからぬという場合双方が誠意をもってこの完成に向けてやるのだ、こういうことをうたった条項だろうと私は思ふのですが、これはどうなんですか。

○参考人(野村一彦君) まさに、ここにありますが、ように、信義、誠実に両方が誠意を尽くして話し合つて、これを実行するという基本的な態度をうたったものだと思ふます。

○吉田正雄君 そうであるがゆえに、私が先ほど当初にお聞きをしたように、船体の引き渡し期限やそれから原子力の引き渡し期限がいろいろな点でもって当然期限どおりになつたのだ。これは相手の不誠意な態度からこうなつたのでなくてやむを得ざる事情だと。こういうふうな原子力事業団としては善意に解釈をされて、まさにこの理念に基づいて期限延長については同意をされた

というふうには私は理解するんですが、これはそれでよろしいわけですね。

○参考人(野村一彦君) 私もそのように考えます。

○吉田正雄君 そこで、八番目の契約の変更というところに入りますが、「両者協議のうえ契約金額、引渡期限その他この契約に定める条件を変更することができ」ということになって、いまの引き渡し期限についてはすでに変更されているわけですね。それから、金額については、この契約以後変更がなされましたか。どうですか。

○参考人(倉本昌昭君) 金額については変更はございません。

○吉田正雄君 それから、その④のところで「天災地変、著しい経済情勢の変動、予測し難い技術上の障害等により」ということになっているわけですね。ここで、この条項に基づく、さっきの引き渡し期限は別でそれ以外に、この④項によつて変更されたものがありますか。

○参考人(倉本昌昭君) 契約の変更と申しますが、引き渡し期限の延長という問題につきましては、ここにありますが経済情勢の変動あるいは予測し難い技術上の障害というものはございせんが、出力上昇試験というものがおくれたために、性能の保証期限を延長をしたという事はございません。

○吉田正雄君 その点は後で詳しく聞きますが、それ以外にはないということですね。

そこで、九番目の引き渡し検査、このところ

で「工事を終了し原子力の引渡しができる状態(非核状態での機能試験完了の状態)になつたときに事業団が検査を行う。」と、こうなつておるわけですね。そこで、この括弧の中の「非核状態での機能試験」というのはどのような試験であつたわけですか。

○参考人(野沢俊弥君) 項目を読み上げます。

原子炉圧力容器漏洩試験、制御棒駆動装置動作確認試験、炉内計装動作確認試験、核計装動作確認試験、格納容器漏洩試験、それから原子炉主冷

却系加熱試験、コースト・ダウン試験というようなものがある項目でございます。

○吉田正雄君 ちょっとそこでお尋ねしますが、いま漏洩ということをおっしゃいましたね。そこでいう漏洩というのは何の漏洩なんですか。

○参考人(野沢俊弥君) 一次冷却水の漏洩でございます。

○吉田正雄君 ところで、完了の状態になつたときに今度は事業団が検査を行うという、この検査はいまおっしゃつたものに関する検査なんですか、どういふ内容なんですか。

○参考人(野沢俊弥君) いま先生のおっしゃつたとおりでございます。

○吉田正雄君 そうですか、はい。

次に、⑤のところで、三菱原子力工業は、検査に合格しないと、こうなつておるんですね。この検査は合格をしたということであるわけですね。

○参考人(野沢俊弥君) 機能試験が合格にされております。

○吉田正雄君 そうすると、今度は十番の引き渡し及び所有権の移転なんですが、検査に合格し云々あるんですが、検査に合格したのはいつですか。

○参考人(野沢俊弥君) 非核ですね、原子力ではなくて非核での機能試験が完了いたしましたのは四十七年の八月十七日でございます。

○吉田正雄君 それから、三菱原子力工業から引き渡し準備完了の旨の通知を受理したのはいつですか。

○参考人(野沢俊弥君) 直ちに調査いたしますので、ちよつとお時間いただきだと思います。

○吉田正雄君 どれくらいかかるんですか。――一連のあれですから、ここが抜けちゃつと後の質問というのにはちよつと困るんですよ。わかるでしょうが、決まり切つたあれじゃないですか。

○参考人(野沢俊弥君) 三菱原子力工業から事業団に原子炉を引き渡した期日は、四十七年八月の二十五日でございます。

○吉田正雄君 そうすると原子炉の所有権は、引き渡しをうけたときをもって事業団に移転する、こうなつておられますから、同じくこれは四十七年八月の二十五日ということよろしいわけですか。

○参考人(野沢俊弥君) そういうことになりました。

○吉田正雄君 そこで問題は、この九、十と、それから次の十一の性能保証、これとの関連が私は一番重要になつてくると思ふんです。

そこでお尋ねをいたしますが、性能保証として三菱原子力工業は原子炉について次の性能を保証する責任を負うと、ただし書きありますが、ただし書きは除きまして次の性能を保証する責任を負うと、こうなつておるんですが、この性能というのはそこに書いてありますように、原子炉の熱出力が本船の海上試運転の際三十六MWに達すること、こうなつて、(四)は燃焼量、燃焼量は直接関係ありませんから省きますが、そこで問題は、この性能保証の責任を負うという以前に、先ほどから話がありましたように、性能以前の問題として放射線漏れが起きたわけですよ。これは性能とは関係ないですわ、欠陥なんですからね。したがつて、この前の五十三年の十月のときに、原子力局長の答弁ではどういふ答弁をやつたかという、燃料棒装荷をやつた後の出力試験、つまり性能試験については――正確に言わないとやゝ悪い悪いですが、こうなつておるわけですね。これは五十三年の十月十三日の科技特での質疑なんです。この中で私はこういう質問をしたわけなんです。「事業団が責任を持つて試験をやるということなんですか。つくつた方がやつて、これで完成をいたしましたという確認をした上で普通は引き渡す、引き受ける、引き取るというのがこれはあらゆる商行為上の常識でしょう。そのところがどういふ契約になつておるんですか。ちよつともいふ説明聞いていてもはつきりしません」と、これに対して山野政府委員が「船の場合は、通常はおっしゃるやうに、船舶安全法上の検査証書を取



得した段階で船を受け取るというのが例でございますが、「むつ」の場合は、船体部については補助ボイラーによる海上公試、それから原子炉部分につきましては非核状態での機能試験の完了後にそれぞれ事業団に引き渡すということになっておりまして、その後で事業団の責任において燃料を装荷し出力試験をし海上公試を行うということになっております。これは「むつ」の例でございまして、これは大体ここに書いてある契約のとおりなんですけれども、その後またいろいろやっているんですけれども、私の方でも契約書の内容がこの段階ではない。わからなかったというところで、また局長も後へいくと、というふうに聞いておりますとか、というふうに想定をされますというふうなことで、それ以上突っ込んだ議論はできなかったんです。そこで私が問題にいたしたいのは、性能試験というのは確かに事業団がやるということはいいでしょうけれども、ただ、海上試験運転をやるということが書いてありますね。海上試験運転の際三十六MWに達することとおっしゃるんですけれども、これはだれの責任で行うのかということが余りはっきりしていないんですね。船は引き取ったと、それはいいですよ、船は事業団に引き渡したというのはいいんですけれども、ただ性能保証の責任を三菱原子力工業が負っているわけですから、したがって、主体的に試験を行っていくのは事業団であつても、だれの責任になるのかという問題が出てくるわけなんです。船は事業団が引き取ったけれども、試験運転そのものはだれが責任を持ってやるかというところは、この契約書を見た限りでははっきりしない。これはだれがやるんですか。

○参考人(倉本昌昭君) これは「むつ」につきましては、試験運転は事業団の責任でやるということになっております。

○吉田正雄君 そうすると「なお、原子炉引渡し後十二カ月以内に(後に「昭和四十九年三月十二日まで」に変更)」とありますが、それはとにかくとして、十二カ月以内に上記海上試験運転の完了を見ない場合は、三菱原子力工業による原子炉の熱出力の性能保証は達成されたものとみなす、こうなっているんですね。ところで、この海上試験運転の完了というのは、引き渡し後十二カ月以内にとりうらふに書いてあるんですが、一体どこからこういう十二カ月以内というのが出てきたんです。質問の意味わかりませんか。海上性能試験を行いますというところになっているわけですね。ただし、その性能の保証責任を負うというところになっているわけなんです。三菱原子力工業がその性能試験を引き渡し後十二カ月以内に行わなかったら、性能がいい悪いなんか関係なくて、もう性能を保証したものとみなすということになっちゃうというところで、その十二カ月というのはどこから出てきたかということなんです、根拠。

○参考人(倉本昌昭君) これは原子炉の引き渡しを受けてから十二カ月以内に海上試験運転を行うという予定であつたわけでございますけれども、十二カ月という数字がどこから出てきたかというところにつきましては、これは推測でございますけれども、この契約でもそうでございますが、一般にいわれる瑕疵担保の期間は大体一年ということと、一年以内に試験運転の完了を見ない場合はという、そういうところから十二カ月という数字が出てきたのではなからうかと思ひます。

また、次に保証工事のところでは……

○吉田正雄君 いやいや、いいです、そこは。いまあなたがおっしゃったのは、普通約一年というのはいくつありますね。テレビ買いました、電気洗たく機買いましたという、大体一年間保証しますと、こう言う。一年間保証しますという意味は、完成品を買って実際に使つていった場合に、一年以内に故障が起きたらこれは保証しますよ、というところなんです。ところが、まだこれ完成品じゃないんですよ。完成品じゃなくて、これから果たして設計どおりの性能が出るのかどうか、性能試験をやるんですよ。まだこの段階では完成品じゃないんですよ。そうすね。イエスかノーかで答えてください。

○参考人(倉本昌昭君) この契約の引き渡しの条件は、一応試験で満足して受け取っておりますので、契約上は一応引き渡しを受ける条件は整つた上で受け取っているわけでございます。

○吉田正雄君 また私の質問よく聞いていない。この船は完成品ですかと聞いています。

○参考人(倉本昌昭君) 「むつ」自身は完成はいたしております。

○吉田正雄君 だって、性能試験が行われておらんかったら、これは完成品じゃないでしょう。私はそのことを聞いていますよ。契約上は非核状態での諸検査を行つたら引き渡しますと、こうなっている。ただ船を引き渡すのは引き渡してからも、性能試験という最も重要な部分が残つておるんですよ。その性能を保証する責任というものを三菱原子力工業が負うとなつておるわけですよ。だから、何で十二カ月などというものを入れたのかというのです。私はこの十二カ月というのは、性能検査も終わつて、まさに船舶検査証というものが交付された後、正式に就航した後一年以内で、なおかつ事故が起きたら、これは少し早いじゃないかということ、よく言う保証というものを、一年以内という意味での一年以内なら、話はわかるのです。ところが、そうじゃないと、まだ船として使えるか使えないか、これは完成品じゃないんですよ。これはもう明らかに完成品じゃないんですよ。そういう点で、性能試験が終わるまでは、これは責任というものが一方的に事業団にあるというふうな契約というのは全くおかしいじゃないかと、はっきり言うならば。そうでしょう。半製品を買っているわけですよ。まだ確認をされていない、未完成品を買っているわけですよ。引き受けるだけは引き受けてもいいでしょうけれども、だから、この責任という点で十二カ月以内というのはおかしいじゃないか、何でこんな契約をしたのかというのがある。一つあるのです。本来はこの性能試験が完了するまで、これはつくつた方が責任を負うというのが普通の話なんです。普通だったら、それが終わつてから船を引き取るというのが常識なんです。引き取つた上で、なおかつ、いよいよ実際に走ら

で、契約上は一応引き渡しを受ける条件は整つた上で受け取っているわけでございます。

○吉田正雄君 また私の質問よく聞いていない。この船は完成品ですかと聞いています。

○参考人(倉本昌昭君) 「むつ」自身は完成はいたしております。

○吉田正雄君 だって、性能試験が行われておらんかったら、これは完成品じゃないでしょう。私はそのことを聞いていますよ。契約上は非核状態での諸検査を行つたら引き渡しますと、こうなっている。ただ船を引き渡すのは引き渡してからも、性能試験という最も重要な部分が残つておるんですよ。その性能を保証する責任というものを三菱原子力工業が負うとなつておるわけですよ。だから、何で十二カ月などというものを入れたのかというのです。私はこの十二カ月というのは、性能検査も終わつて、まさに船舶検査証というものが交付された後、正式に就航した後一年以内で、なおかつ事故が起きたら、これは少し早いじゃないかということ、よく言う保証というものを、一年以内という意味での一年以内なら、話はわかるのです。ところが、そうじゃないと、まだ船として使えるか使えないか、これは完成品じゃないんですよ。これはもう明らかに完成品じゃないんですよ。そういう点で、性能試験が終わるまでは、これは責任というものが一方的に事業団にあるというふうな契約というのは全くおかしいじゃないかと、はっきり言うならば。そうでしょう。半製品を買っているわけですよ。まだ確認をされていない、未完成品を買っているわけですよ。引き受けるだけは引き受けてもいいでしょうけれども、だから、この責任という点で十二カ月以内というのはおかしいじゃないか、何でこんな契約をしたのかというのがある。一つあるのです。本来はこの性能試験が完了するまで、これはつくつた方が責任を負うというのが普通の話なんです。普通だったら、それが終わつてから船を引き取るというのが常識なんです。引き取つた上で、なおかつ、いよいよ実際に走ら

して、試験運転でなくて、今度は就航したら一年以内に事故が起きたら、それはまた保証しなさいというのが普通言う保証なんです。ところが、これは保証じゃないんだ、あたりの話なんです。こんなのは、性能試験まだやっていないのですからね。そういう点で、こういう契約というのは常識では考えられないじゃないですかというところで、何でこういう十二カ月なんというものを入れたんですかと、こういうことを聞いています。

○参考人(野村一彦君) 当時の判断では一年、つまり十二カ月以内に海上公試運転はできるものという見通しを持っておりましたので、十二カ月というその年月の根拠はそういうところであつたと思います。確かに完成してないものというふうな点がございますが、十二カ月以内に海上公試運転はできるという見通しを当時の事業団としては持っておつたものと考へます。

○吉田正雄君 それで、だれしも善意に物事を考へておるわけでしょうし、よもやこんな放射線漏れ事故が起きるといふことは、事前に大山委員会では予測できなかったかと言つてはいますけれども、まあ善意に解釈して、予測できなかったというところで、一年間もあればこれは運転できて性能試験が終わるんじゃないか、こういうことだつたと思ひます。しかし、もう一つ抜けているんです。さつきも言いましたように、これは性能試験なんです。ところが、性能試験以前の放射線漏れというのは、これはもう性能試験には関係ないです。本来であるならば、これは性能試験とは別個ですから、そういうものが出た場合にはもう一回そこはやり直しなさいというのが、これは当然な話なんです。そういう契約というものが何でここに入らなかつたかということなんです。

○参考人(倉本昌昭君) その点につきましては保証工事と申しますか、そちらの方の条文で一応原子炉について期間を設けておりますけれども、その期間内にそういう悪いところが出てきますれば、これについて事業団が請求をして、三菱が自

己の費用でこれを補修しなければならないということになっているわけでございます。

○吉田正雄君 あなたの説明はちよつとはつきりしない。というのは、ここで言っておる性能保証という中には、そうするかどうかというものが含まれるのかということなんですね。性能保証というのはそのところに書いてある(1)と(2)、それだけでいい。じゃ、仮にこの期間内に放射線漏れが起きたとしたら、この性能保証の中には放射線漏れは書いてありません。すると、この責任はだれが負うんですか、同じ十二月以内にあったとして。

○参考人(野村一彦君) この書類に書いてございしますように、性能を保証いたしますのは、三菱原子力の場合には熱出力と燃焼量、この二つでございます。それ以外のふぐあいな点は、これはいわゆる次の問題として保証工事ということでございします。で、原子炉がふぐあいな点につきましましては、いまの燃焼量と熱出力以外のふぐあいな点、三菱の責めに帰すべきふぐあいな点については、保証工事として保証する一定の期間までに責任を負うと、こういうことになっておったわけでございます。

○吉田正雄君 それは十二の保証工事の中に書いてあると、こういうことですか。

○参考人(野村一彦君) はい、そうでございます。

○吉田正雄君 ここを見ますと、おかしいんだな、この十二のところを読みますか、そのことが。

○参考人(倉本昌昭君) 先生の先ほどの御質問のあれで、三十六メガに達しなかったという事実はございします。この期間内でございますたら当然この性能が保証されないということで、放射線漏れが起こったために出力が上げられないといううことでございます。

〔委員長退席、理事後藤正夫君着席〕  
当然三菱にこれについて直せという要求をいたしましたと思ひます。

○吉田正雄君 あらゆるものを、私は当初に言ったように想定をすることはできない、契約上に全部盛ることはできないと言っているわけですよ。皆さん方事業団としては、放射線漏れという事故を契約を結ぶ際に想定をされましたか。あるいはそんなことが出てきたらというふうなことを考えられたことありますか。

○参考人(倉本昌昭君) その当時は、その点については考えておらなかったんじやなかろうかと思ひます。と申しますのは、出力上昇試験の際に、遮蔽についての試験等は出力大体二〇%ぐらいの段階でやろうという考え方から見まして、この前のような事態が起こるとは考えておらなかったわけでございます。

○吉田正雄君 だから、私が言っているのは、性能試験と放射線漏れというのは違うと言ひます。放射線漏れがあったら、仮に強行してやればやれないことはないわけだ、出力試験というものは、危険性というものを無視してやるならばですよ。いいですか、放射線漏れがあったからといって、出力を上げていけることはいけるわけですよ。危険性を考えなければ、これはできるわけでしょう。放射線漏れになつちやつて、蒸気機関車の蒸気が漏れるように、幾らやってみたら出力が上がるというものと違って、放射線漏れと出力というものは必ずしも直接結びついていかなければならないと思ひます。だから、これでも出力を上げることはできるだろうと思ひます。だから、一・四%までいかない段階でもうすでに放射線漏れ出てきているわけでしょう。どんどん上がつてきて一・四のときによりやう気がついて、そこでストップしたということですから、まだ上げていけば上げていけたわけですよ。

だから、私が言っているのは、性能試験と放射線漏れというのは直接関係がないから、放射線漏れがあったら出力上昇はできますよ、それはできるんです。そこで、この性能保証とは直接関係ないじゃないかと言っているんです。放射線漏れというのは、答えてくれませんか、わかりませんか、言っている意味が。性能試験には関係なく、これは別途のものとして扱うべきだということとを言っているんですよ。だから、そういうものをこの十二のどこで読めますかと言っているんですよ。放射線漏れというものは十二月以内という保証期間の中でも、仮にやれば同じく出てきたわけでしょう。ただ、十二月以外であったということなんですよ。十二月を過ぎておったということ、皆さんはこの項目に該当しないとおつちやつておられるけれども、これは性能試験とは関係ないわけですよ、放射線漏れというのは。逆に皆さんの立場で言えば、放射線漏れがあったからこれ以上性能試験を続行することはできなかったという言い方ですけれども、直接性能が上がるか出ないかという点には関係ないというんですよ。もともと放射線漏れが起きたら、それはもうそれで欠陥商品ですから。そういうことで放射線漏れというものがあつた場合の保証というのは、どこで何か見えますかと、こう聞いておられるんですよ。そうしたら、さつき十二で見ておられる、十二のどこで見えますかと聞いておられる。

○参考人(野村一彦君) 先生のおっしゃいます放射線漏れと出力試験とは理論的に関係のないというお話は、それは私は理論的にはそのとおりだと思ひます。ただ、実際上の問題といたしまして、ああいう放射線漏れがありましたために、そこで出力上昇試験を取りやめましたから、実際上あれ以上の出力上昇試験はできなかった。つまり、性能保証に書いてあります出力の保証のテストはできなかったということでございます。

それから、もしその放射線漏れの問題を、この契約条項で適用するとすればどこになるかということ、私が保証工事のところでないかと申し上げましたのは、もしその原因等について責任が明らかになれば、むしろそれは性能保証じゃなくで、保証工事の方に該当するのではなからうかというところを申し上げたわけでございます。

○吉田正雄君 そうするとこの中ほどに、原子力工業の責に帰すべき材料等または工事の不良に

よつて原子炉、器具及び予備品等の破損または欠陥が発見され云々と、このところを指すということになるんですか、どうもはっきりしないですね。

○参考人(野村一彦君) 私ども、当時のいろいろと事業団内の意見、あるいは事業団と三菱とのやりとり、そういうものをいろいろと調査をいたしたわけでございますが、三菱といひますか、メーカーの方はこれについて、結果としてはその期間が過ぎておつたということが一つの大きな要素になります。研究開発途上のそういう一つのミスといひますか、そういうものは、いま先生がお説みになりましたような条項に該当しないんだというふうな意見がかなり強かつた。それに対して事業団側は、それはやはり一つの重要な欠陥ではないかということでもかなり論争をして、いろいろ法律的にいふん論争をしたわけでございします。結果的には四十九年の三月十二日というその期間を過ぎておりましたために、法律的にはそれ以上話し合いが進まなかつたというふうな承知いたしております。

○吉田正雄君 そこで、私がお尋ねをしたのは、一番当初に船体と原子炉の引き渡し期限というものを事業団としては延長を認めたわけですよ。しかも、事業団としては放射線漏れというものが基本設計ではなくて、三菱原子力工業の設計に問題点があるんだというふうにおつちやつておりますし、政府当局も科技庁当局も基本設計というよりも、連絡不十分やその他のものは抜きにして、直接技術的な問題としては三菱工業の設計にやはり問題があつたというふうな理解をしておると、こうおつちやつておられるわけですよ。ですから、期限が仮に過ぎたとしても、第七に基づいてこの契約の理念に従うならば、保証期間内にその出力上昇試験が行われておれば、これは当然三菱原子力工業が一も二もなく全面的に補修、改修いたしますか、これをやるべき責任を負っているわけですよ。ただ、期限が過ぎておつた。しかし、期限が過ぎておつたということは、事業団が時期が



おくれれば物が壊れるとかなくなるという性格のものではないわけですから、そういう点で私は三菱原子力工業との話し合いの中で、三菱側の責任という言葉よりも、もうちょっと誠意をもってこれを完成をさせるという第七の理念というものを、三菱側がなぜ理解しなかったのかということなんです。

もう一つ聞きたいのは、この事故の後、三菱側の具体的な協力というものはどういうことが行われたのですか。今度の改修工事等についても、たとえば契約金額のうち半分くらいは三菱の方で負担しますとか、何かそういう具体的な協力といいますか、善意のそういうものは話し合いの中ではあったんですか。

○参考人(野村一彦君) 三菱自身といたしましては、いかに研究開発途上のプロジェクトであるとはいえ、こういう放射線漏れが起きたということについては、技術的に非常に恥ずかしいといいますが、ふぐあいなといいますが、そういうことは非常に痛感しておるようでございます。ただ、法律上の責任をどう追及するということとはなかなかできませんので、金銭的に三菱から今後の問題について何かの償いをしてもらうというところはやっておりますが、三菱としては、自分たちの技術というものがせつかくこまできたものを、何とか少しは技術的に償いをしたいということでございます。したがって、三菱としては、そのとき以後、専門の技術者を私どものところに協力員として派遣してもらっております。その数はかなり多いわけでございますが、相当長期間にわたって協力員として、私どもの事業団に技術者を延べ二十名ぐらいになるかと思いますが、そういう人が来まして、私どもの技術部と一緒に新しい今度の遮蔽改修の工事について技術的な協力をするということで、償いといえますか、その責任の一半を果たしたいということでございます。そういう協力をいままですべて終わらせております。

○吉田正雄君 そうすると、原子炉引き渡し後十二カ月以内というのを、後に四十九年三月十二日

まで延ばしましたけれども、何で海上試験が終るまでその期間を延ばすような話し合いをされなかったのか。話し合いをされたけれどもだめだったのかどうなのか、そのところをもうちょっと聞かしてくださいますか、そこがまだはつきりしませんか。

○参考人(野村一彦君) その点につきましては私どもの当時の役員、関係者等にもいろいろ聞いたわけでございます。その期間をさらに延長するということについて相当交渉をやったようでございます。しかし、結果的にはそれが不調に終わって、四十九年の三月十二日以降まで期間を延長することができなかったというように承知いたしております。

○吉田正雄君 できなかった理由というのは、もう契約に盛ってあって、しかも一回延ばしてあげたじやないか。だから二度までもということなのか、その辺はどういうことなんでしょうか。

しかも、これは原子力船第一船と銘を打ってありまして、これが仮にうまくいったとすれば、うまくいかなかったも、今度の第二次と言ったらいいんですか、いまの佐世保の工事もまた三菱原子力工業でしよう。第一回目にかかわれば、それが完成するまで、あるいは完成してうまくいけばもういくつたなりに、当初にかかわったメーカーというものがよりそれにかかわっていくであろうというところは、だれが見たってこれははつきりというところは、常識的には考えられることなんです。その考えられる三菱原子力工業が、それはだめですなという、こういう態度を示す企業に今後任せられるんですかね。なるほど期限そのものはこの契約上の期限よりおくれたというところがあるかもしれませんが、もともとこの期限を設けること自体に問題があった。性能試験が終わってから事業団が引き取るのが、本来の商行為ですよ、社会通念上は。半端もののまだ未完成品を引き取って、後はどうなるか試験してみなきゃわからぬような、そんな未完成品をこれだけの多額な金を出して買うなんていう会社は、これは世界じゅう探したって

ないですよ。そもそもそこにこの契約の基本的なまず大きな落とし穴があったと思うんですけれども、しかし、これは善意に解釈をして、だれも事故が起きるとは思わなかったというふうに善意に解釈をしても、善意に解釈をすればなお第七の契約の理念というものを生かして、十二月と

いうのは延ばしたけれども、まだそこまででも試験は行えない、試験が終わるまで延ばしてくださいというのを言うのもあたりまえだし、言われたメーカーも延ばすのはこれは当然なんです。その当然のことが行われていないところに、私はどうしても理解できない点があるんですよ。今度の佐世保の第二次工事については、三菱原子力工業はかわりがないようですね。ただし、三菱重工というのがありますね。——やっぱり三菱原子力工業、ありますね。だから、そういうところに

一体任しているのかという心配がまた出てくるんですよ。だから、できなかった理由、いろいろ話をしたとおっしゃるんですけれども、いろいろ話をした何かがだめだったんですか、そこをもうちょっとはつきりさせてください。

○参考人(野村一彦君) 事業団といたしましてはできるだけ努力をして、その期間を延長するという交渉を何回もやっていたということを私も聞いております。しかしながら、その当時は出力上昇試験のはつきりした具体的な見通しというものが実は残念ながらつかない時代でございます。その中で、いつまでというその期限を切った交渉ということについてなかなか具体的な話し合いが進まなかった。こちらの要求に対してはそれに対して十分に向こうが反応を示さなかったといえます。こちらの要求を通せなかったと申しますか、そういうことで話し合いがつかなかったのだというふうに承知をいたしております。

○吉田正雄君 いまの説明から聞いたらどうもすつきりしないんですが、一年もあれば出力上昇試験というものが完了するだろうと思つた。しかし、少し延ばしてみただけと思うようにいかな

い。出力試験が思うようにいかなかった最大の理由は、どういふふうにお考えですか。これはこれからのあることなんでしょう。試験そのものを実施できなかった最大の理由は、どういふふうにお考えになっていきますか。

○参考人(野村一彦君) その出力上昇試験のやり方、それからやる場所、そういうことにつきまして御協力いただくべき地元等との話し合いがなかなか進まなかったということが一つの大きな原因であろうと思います。

○吉田正雄君 最後には四者協定でいまの鈴木善幸首相、当時の総務会長が政府代表ということで行って、四者協定結ばれた。それまではだれが中心として地元と交渉されたんですか、それでは、どういふ交渉されてきたんですか。

○参考人(野村一彦君) 四十九年のあの放射線漏れが起きた時点の以前でございますが、これにつきましましては、政府としては歴代の大臣初め局長等、担当者が地元と折衝をされましたし、事業団としても地元と折衝をされました。そこ

に理事が常駐をしておりましたが、その他の幹部も青森県、むつ等にも出かけてまして、いろいろ話をしたというふうな承知をいたしております。

○吉田正雄君 大臣、いろいろこの契約だけでいふん時間かけてやってきているんですけど、私が何でこういつてしつこく言っているかといえます。今日まで事業団のいろいろな運営費から考えますと、莫大な金がかかった。ところが、いま言ったように、契約の相手がこの契約に盛り込まれた条項を盾にとって、その期限の延長というものを認めないということ、これはそろばん上実に明確なんです。これは素人がちょっとこの内容見ても、これはまだ全文も読んでないからわからないんですが、さっき言った設計という文字を一つとっても、一体基本設計を指しているのか、設計全体を指しているのか、そういうものがさっぱりわからない。わかっちゃあが悪いということをおっしゃっている部分もあるようですから、そこまではいいと言つて、必要ならそこだけという

ことでやっただけですが、私にすれば契約というのは、当時として考え得られるあらゆる場面というものを想定して、一方的に責任が押しつけられるような契約というものは避けるべきであつたと思う。とりわけ、国家事業として国民の税金をこれだけつぎ込んでやっているんですから、これが契約上の不備、手落ちから全部国が背負い込むなんていう、こんな不都合な契約というのはないと思ふんです。

〔理事後藤正夫君退席、委員長着席〕

三菱重工にとつてこんな契約はない契約はないです。未完成品をとにかく全部国に押しつけちゃつて、後は知つちやいないという契約内容なんです。こんなばかんな契約はありませんよ。会社だつたら社長以下全部首ですな。会社つぶれてますよ、こんなもの。国だからこうやってまた多額の金つぎ込んで幾らでもやれる。事業団ますます人数ふやしまして話になつてくるんだだけ、民間会社ではとても考えられないですよ。とつての昔に社長以下総退陣、会社つぶれてますよ、百何十億も二百億も金かけてやっているんですから。

そういう点で、私はもう一つの方の契約書、これについてもいまもらつて詳しいことまだ見ておられません、ちよつと見ただけでこの程度のことしか書いてないということになると、これがまたどうなるのかというの、どうもはつきりしないんです。まあ一定の期間を入れるというのはわかりませんが、このところを見ますと、と、また工事の引き渡し、それから所有権の移転、それから今度は瑕疵担保ということ、瑕疵が発見された場合には二十四月以内にかんたかという期間ありますけど、またこんな契約をやっている、こんな契約といつてもまだいま見たばかりですから詳細わかりませんが、これはまた次に聞きますんで言うと、またかなんておっしゃるかしれませんけど、いまやつとわかつたわけですよ。きょういただいた、いままでの契約がきわめてずさんであつたということがはつきりし

たわけです。ところが、いまこの場で次の契約を見ますと、また同じことが繰り返されるかも知れないような内容は内容じゃないかと思ふんです。これはもうちよつと私の方で研究しますけど、そういうことで大臣、しつこいと言つていないのは、われわれのポケットマネーの金額じゃないんです。国民の血税が何百億円も費やされるわけですよ。これからさらに、この改正法案では五年間もまた延長しようというんです。国民から見れば、こんな金食いの大変な事業団抱えてどうなるんだという率直な私は気持ちがあると思う。そういう点で聞いているんです。だから、本当に決断のある大臣だつたら、長々とした議論なんて要らない一週に解決のつく方法があるんです。まあ中川大臣にできたら、これは将来の総理としての資格十分に備わっている。そういうことで、この契約については事業団にとつて、国にとつて、きわめて穴のあいた契約書であつたということがよくわかりました、きょうの答弁で。そこで、もう一つの契約についても聞きをしたいんですが、まだ私いまもらつて見たばかりでよくわかりませんが、さらに問題は後回しにしたいと思ふんです。

そこで、法案の中身に入る前に、次のことをまずお聞きをしたいと思ふんです。内容についてはまた次回、私でなければ他の委員の方からいろいろ質問が出ると思うんですが、きょうここで明らかにしておいていただきたいのは、この法改正に当たつて大山委員会報告は「今後、「むつ」の研究開発計画を進めるとした場合、次のような考慮や施策が適当と考える。」という提案を行つておるんです。これは大臣、先ほどの報告書の十四ページに、大綱的にまずつと書いてあります。十四ページに「今後の進め方についての提言」ということで、一、二、三、四、五、六と、こういうふうに書いてあるわけですよ。そしてもう少し詳しくしたものが四番目の結論というところにあるわけですよ。六十四ページです。六十四ページに「今後の進め方についての提言」というのがございま

す。ここはさつきの十四ページのものをもう少し敷衍したものであります。

そこで、私がお尋ねをいたしたいと思ふのは、この大山委員会が指摘をし、そして行政なり事業団に対して基本的な行政のあり方や業務の運営等についていろいろな提言を行政におつたわけですが、その後の提言をどのように行政に反映したのか、これはまず科技庁にお聞きをしたい。どのようにこの提言というものがそれ以後の原子力行政に反映をされてきたのかということが第一点です。

それから事業団に対しても、事業団のあり方についてここにいる提言がされているわけですよ。そういう点で、事業団としてはこの提言を今日まで具体的にどのように取り入れ改善をしてきたのかということをお聞きをいたしたいと思ふますと同時に、科技庁に対してはその提案が具体的にはいまの法改正案にどう盛り込まれたのかということ、まずお聞きを願ひたい。

○政府委員(石渡龍雄君) 大山委員会報告は私どもも原子力行政の指針でもあり、特に原子力船開発につきましてもバイブルとして尊重してまいつてきているつもりでございます。

まず、大山委員会の御提言は、直接的には原子力船開発ということを示唆的に用いられておりますけれども、原子力行政全般にわたる御提言であるというふうにとらえていただければ、原子力行政そのものの改革にまで発展したわけでございますが、問題を原子力船開発にしばつて見た場合に、まず事業団の組織の特に技術力の強化といったこと、またその責任体制の明確化ということと対応してきたつもりでございます。さらに、そういう新しい体制のもとにその後の原子力船「むつ」の開発を進めてきているということが申し上げられるかと存じます。また、そういう思想を受けまして、昨年、さらに原子力委員会におきまして原子力船の今後の研究開発のあり方ということをお約一年がかりで検討をいたし、その考えをもとに今回の法律

の改正をお願い申し上げているわけでございます。そういう意味で、法案をいたしましては第一条及び第二十三条によりまして原子力船の研究開発をより広い立場から、また長期的観点に立つて、そして落ち着いた雰囲気でも継続して研究開発が行われるという体制に変えていくというのが本改正法案のお願いしている趣旨でございます。そういう意味で大山報告書の精神を具体化しようとしているというふうには御理解を賜りたいと存じます。

○参考人(野村一彦君) 事業団にいたしましては、大山委員会いろいろな提言を先生おっしゃいましたような指摘をいたしておられますので、当事者として、体制をその御指摘の方向に向かつてさらに強化刷新をするということでございます。

いままでやりました主な事項は、技術陣の充実ということでございます。役員の中にも原子力研究の専門家等を迎へまして、そして将来の研究開発に備へるような体制をつくりましたし、それから技術部の中につぎまして、特に技術部の技術的なレベルを上げるということでございまして、なかなかこういう暫定期間の一つのウィークポイントと申しますか、出向者が非常に多くて、それも頻りに交代をされているという御指摘がございまして、この点につきまして派遣元というところと折衝をいたしまして、原子力研究所あるいは民間の造船所その他の会社から、できればそういう人々を固有の職員に割愛をしてもらいたいということ、これも若干はそういう陣容が整いまして、それから出向やむを得ないにいたしましたも、その出向期間の更新をなるべく長くしていただくという点で、これもかなりの定着率と申しますか、四十九年当時比でまはしては出向期間が三年半ぐらいに平均なつておりまして、相当技術陣容の刷新は当時比で図られたと思ひます。

それからもう一つは、外部のいろいろな試験研究機関あるいは学識経験者の方々の知見を拝借するような、いろいろの研究の何といひますか協力

の体制を、外部との連絡を密にして、そしてそういうところからのいろいろな技術的なアドバイスをいただくというようなことをできるだけやってきておられます。

それから現場の事務につきましては、特にこれを重視しなければなりませんので、現在、佐世保には工事事務所というものを設けて、私どもの技術の職員を中心に、所長以下二十名ぐらいの職員がおりまして、これが三菱並びに石橋と常時協力をしながら、この工事の円滑な実施を図るというところでやっております。大山委員会の御指摘につきまして極力その方向に沿うべく事業団としても努力をしておりますが、今後ともさらに、今度法律を改正していただきましたならば、その方向に沿って一層技術陣営の強化を図りたい、こういうふうに考えております。

○吉田正雄君 法案の内容にまでちよつと入る時間的な余裕がないようですので、それじゃ契約のところでもうちよつとお尋ねをしてきょうの質問を終わりたいと思うんですけれども、今回の佐世保における「むつ」の「遮蔽改修工事第一期工事請負契約書の概要」というのをきょうういたいたわけですが、この契約の中で、メーカーとの間では、先ほど来問題になったのか。また事業団側としての、先ほど来問題になったのか。また事業団側としての諸問題というのがあるわけなんです、これを今度の契約に当たってはどうかというふうに配慮をされ生かされようとしたのか、そこをお聞きをしたいと思います。同じようにまたこの改修工事が終わって、佐世保では出力試験ができないことになっておりますね、新定係港で出力試験をやるというんですから、ところがまた、その新定係港が来年の十月までに果たして見つかるとかどうなのかという点が、大きな問題になっておるわけなんです。

そういうことで、また期限を切ったような契約をやつて、その間にまた出力試験ができないとかというところで、じゃんぱち過ぎていて、そしてどこかでやつと試験をやつてみたらまた具合が悪かったというふうなことになるたらこれ大変だと思

うんですね。そんなことで、この契約をするに当たつて事業団としてはどういう点で一番苦労があったのか。

それから私は、これは法律改正が提案されておりますし、予算というものは国から出ていくんですから、そういう点では一体科技術として今度の契約ではどこに苦心を払われたのか。それから、また大山委員会の報告なり、それから今日までの長い時間的経過の中での新定係港の選定にらみ合せて、一体この遮蔽改修工事契約に当たつてはどういうところに重点を置かれ配慮をされたのか、そういうことをまずお聞きをしたいと思います。

○参考人(倉本昌昭君) 今回の遮蔽改修につきましては私もが、一番気を使いましたのは、先ほど先生御指摘の大山委員会の報告書にもございましたように、その中で、複数メーカーに製作を分担させるような場合は、特に技術面での主体性を事業団としては持つていく、これを一貫して継承する姿勢もこれは必要であるというふうなことも言っておられるわけでございます。

それで、今回の遮蔽改修につきまして、その基本設計からこの改修をどういうふうに進めるかという点につきましては、もちろんこの設計をやりましたメーカー等の意見も聞きましたが、私もとしては、まず最初にその原因の究明につきましても事業団が中心になり、原子力研究所あるいは船舶技術研究所のお力をかりてこの原因の究明に努めた。またさらに、その原因からこれにどういう改修をすればいいかということにつきましても、基本計画も事業団みずからの手でやったわけでございますし、またそれに基いて実際の設計なり改修というものが、この原因を改めるにどの程度のあれであるかということについての解析、またさらに模型実験自身も事業団が主体になってこれを進めてきた。それからさらに、その実験結果、これらの解析結果を参考にしまして、これを実際の基本設計に反映させるといふことにつきましても、これも事業団自身の体制、さらにこ

れに、先ほど理事長が申し上げましたように、三菱またその他のメーカーからの協力を得て協力員も派遣もお願いをいたしました。事業団が主体になつてこの設計をやり解析もやつてきた。こういうこれらの経過のつとまりまして、今度の改修に当たりましては、設計計算についての責任はそういう経過から事業団自身がこれはとるといふことで、これにつきましてもメーカーの意見等、この基本設計等につきましてもメーカーの方でこれを引き受けてやつてもらえないかというふうな点についての打診等もしたのでございますけれども、やはり実験、解析、原因究明等、基本的なものについては事業団が中心になつてやつておられるので基本設計については事業団がとつた改修の工事、それに必要な材料等の製作を引き受けるということと結論を得まして、今回の改修工事の契約につきましても事業団の設計に基づいてメーカーの方は工事をしてもらうという形にいたしましたわけでございます。したがって、この契約によりましてメーカーの方はその工事、工作上のいわゆる製造用図面でございますとご容接あるいはこの据えつけ等に起因したものでない限りは、メーカーの方の責任ということになつておるわけでございます。

○政府委員(石渡勝雄君) まず契約につきましても、一般的に指導といたしまして事業団の技術的主体性を明確にするということ、特にその技術的な主体性をもとにいたしました責任分担をできるだけはつきりさせておく、できるだけではなくて明確にしておくという点を気をつけたつもりでございます。また、佐世保、長崎におきまして五者協定の関係もございまして、工期につきましてもはなるべく早く終わるように強く要望した次第でございます。また、そのことと定係港の選定との関係につきましても、先生御指摘のように、まだこの辺明確になつておりませんが、佐世保におきましても遮蔽改修あるいは給点検に伴う工事との関連を十分配慮しつつ進めていかなければならないと

いうふうに考えている次第でございます。

○塩出啓典君 青森県のむつ市の大湊港が定係港として昭和四十二年の九月、政府が青森県知事、むつ市長に要請をし、同年十一月に大湊港に定係港を設置することに青森県、むつ市の同意を得ておるわけですが、この定係港というものはどういう条件が必要であるのか。また政府がこの大湊港を当初定係港に選んだ理由は何なのか。またその当時いろいろな候補地があったけれども、どういう理由でむつを選んだのか、そのあたりのいきさつを簡単に結構ですから御説明をいただきたい。

○参考人(倉本昌昭君) 昭和四十二年といふことが、事業団は原子力第一船の定係港のために、昭和三十九年度ごろから全国十数カ所を候補地として調査を実施をいたしております。それでその際、定係港の条件といたしましては、その定係港内において波浪が非常に少ない、というの操船が容易にでき、また船舶の航行を助けるような設備が十分整っていること、それからまた、さらに水深がとれること、また出入港航路に暗礁や狭水道が少ないことなどを考慮して、これらの条件を満足させる候補地を選ぶべく各地の調査を進めてまいりました結果、この大湊港を選定をいたしましたという過程でございます。

○塩出啓典君 その当時この大湊港というのは、そういう条件に最も適した場所であつたのか、その点どうか、ほかにくささんあつた中の一つであつたのか、その点どうなんですか。

○参考人(倉本昌昭君) その当時、当初具体的に大湊港の前に横浜の話もございましたが、大湊という港がその当時いろいろな条件から見て最もすぐれておるといふ結論を持っておつたわけでございます。

○塩出啓典君 これはじゃ、原子力船事業団が中心になつて選んだわけなんですか。

○参考人(倉本昌昭君) そうでございます。○塩出啓典君 科学技術庁はこのときはどういう見解だったんですか。むつ市の大湊港について

は、これは日本で一番いい場所であるという見解であったのか、あるいは事業団任せで関係はなかったのか、その点どうなんですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 当然事業団と十分相談をしつつ定係港の選定を進めたという理解しております。事業団の判断に同意したという経過であったと存じます。

○塩出啓典君 それで四十九年の十月十四日にいわゆる四者協定ができて、その協定の中にはもうむつを撤去する、言うなれば長年かかっているいろいろ検討してきた大湊港を放棄するが、こういう四者協定になっておるわけでありまして、この四者協定に基づいて、原子力船事業団は四者には入っていない。現総理の鈴木善幸氏が政府代表として入っておるわけでありまして、この四者協定については、当時科学技術庁としてあるいは原子力船事業団としてはもう手を上げて賛成をしたのかどうか。その点、どうなんでしょうか。

○政府委員(石渡廣雄君) 先生も御案内のとおり、現地におきまして当時の鈴木政府代表が地元三者側といろいろお話し合いを進められたわけがございます。恐らくその時点でいろいろ東京とも連絡があったと存じますけれども、これはそんなくするにという言葉を使わせていただきますが、当事者としても非常に残念であつたろうと思つてゐるわけでございます。

○参考人(野村一彦君) 事業団といたしましてはこの四者協定に入っておりませんが、あの放射線漏れ以後、前後して、当時の理事長並びに役員がかなり長期に現地に滞在をいたしまして、政府と緊密な連絡をとりながら事に当たつて事後処理に当たつてきたわけでございますので、その内容についていま局長が答えましたように、当時の事情からあつた協定が結ばれたのはやむを得ないと申しますが、そういうことであつたと承知いたしております。

○塩出啓典君 この協定は、六カ月以内に新定係港を決定をし、さらには二年六カ月以内に撤去を完了する。もちろんほかにもたくさん項目があるわけでありまして、この四者協定を結論的には科学技術庁としても事業団としても認めたわけでありまして、そのときに新しい定係港を探さうということに本当に見通しはあつたのかどうか。と決めてきた。そういう経緯から一番いい場所は大湊に決まっておるわけであつて、それをやはりギブアップする。そのときに、新しい定係港を本当に探すという見通しなり確信なり、そういうものは当時の事業団なり科学技術庁にあつたのかどうか。その点はどうなんですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 四者協定締結に對しまして科学技術庁といたしまして賛成をしたわけでございますから、当然その時点で當時としてのそれなりの見通しは持っていたものと思われまゐります。また、その流れとしてその後母港の選定作業もあるところまで進んだという実績もあつたわけでございますが、いまにして振り返つてみますると、「むつ」の放射線漏れということとを契機としたしまして、原子力行政に対する不信が私どもの考えました以上に高まりまして、母港の選定等々の作業が非常に困難を加えたところまででは予想していなかつたのではないかとこのように考えられるわけでございます。

○塩出啓典君 事業団の方、どうですか。

○参考人(野村一彦君) 事業団といたしましては、あの協定が結ばれたその後、いろいろと選定を進めたわけでございますが、これも政府の御指導のもとに選定条件というものを決めまして、そして自然条件あるいは港湾の条件、それから地元の後背地との連絡、その他社会的な条件等いろいろ候補を探していき、その都度政府の方のいろいろ御指導を受けたわけでございますが、結果的には局長が申されましたように、大湊港を再び使わしていただくのが事業団としても一番いいというふうに考えまして、そういうお願いをした、こういうことでございます。

○塩出啓典君 これは長官に私は伺つておきたいと思つてありますが、大湊港を選定するといふ、そういう困難の中にいろいろ検討して、そうして一番の条件を備えた大湊港に白羽の矢が立つて、そして港ができたわけでありまして、私はこの四者協定で鈴木善幸さんが向こうへ行つて、まさかそんなに簡単に大湊港を放棄するといふようなことは、実は私は想像もしなかつたわけでありまして、そこで本当に大湊港を放棄するといつたときに、どこでそれを引き受けるであらうか。もちろんその地域の住民感情によつて受け入れるところと受け入れないところはありますけれども、やっぱり科学技術行政、原子力行政というものはやはり科学技術庁が責任を持つて、地域の住民が来い来いと言つてもこれは不適当であるといふところに行かないといふ、多少の反対があつても本当に説得して、最も適したところにはやっぱり努力していく。そういう点から考えるならば、私はこの四者協定を結ぶような結果になつたといふことは、余りにも科学技術行政というものが政治的な配慮で左右され過ぎたのではないかと、これは私個人の意見ですけれども、そういう感じもするんですが、長官はその当時は直接はタッチしてないわけでありまして、現在の科学技術庁長官という立場から振り返つて、四者協定というものについてどう評価しているのか。あれは正しかったのか、当時の長官であつてもそうせざるを得ないと判断しているのか、その点どうなんですか。

○国務大臣(中川一郎君) 当時の鈴木総務会長でございますが、出ていかなければならなくなつた背景は相当厳しいものがあつたことを示しております。そこで、理想論から言へば、やはりむつを定係港とするという基本的な範囲内での話し合いが進められれば一番よかつたと存じます。というのは、条件もいいところでありまして、またせっかくあれだけの施設もできておることで、それから、新定係港を選ぶ、そして撤去をするといふことを言ひ出すことは、原子力船「むつ」の行方を考えると、大変困つたことを約束したなあという感じはいたします。何とかあの段階でもう

少し話し合える場はなかつたかといふことをつくづく感じますが、この前も総理大臣が衆議院の委員会に出てまいりまして、當時は非常に厳しい反対があつて、しかも原子力船が海の上に浮いたままになつておつて、そこに働く人々の問題も考えたときに、これ以上日を延ばすといふことはとても忍びがたいといふことで、やむを得ずあつた形になつたのだと、こういう趣旨のことを言つておりました。理想から言へば残したいところであつたけれども、現実問題としてあつたときはあつた以外に道はなかつたのではないかと、こう理解しておるところでございます。あの当時のことを率直に振り返つて感想を言へと言へばそういうところでございます。

○塩出啓典君 それで、あのとき原子力船「むつ」の出力上昇試験で放射線の漏れた量は、〇・二ミリレントゲン・パー・アワーであつたと、これについてはいろいろ人の意見があります。一回のレントゲンで百ミリレントゲンじゃないかと、レントゲン写真を撮つた場合ですね。したがつて、この〇・二ミリレントゲン・パー・アワーというのは、その上に二十日間座つておつてレントゲン一回の量ではないかという意見もあります。また、一方では試験なんだから、そういうことがあつたかというテストするのが試験なんだから、こういうことがあるのがわかつたんだから直していかばいいんであつて、それをこのようになつていくのはおかしいといふ、こういう意見もあるわけですね。

確かに、私たちも本当に純科学的に考えれば、それは確かにそうかも知れません。しかし、世の中というのは必ずしもそうはいかぬわけで、結果的にはこうなつてきたといふことは事実でありますし、そういう点を踏まえて、ただわいわい騒ぐ方がよくないんだというわけにはいかないと思つて、だか、わが国のそういう事情を踏まえた上で、政府としても科学技術行政を進めていかなければいけないわけでありまして、こういう一連のことを踏まえて政府としてはどう反省をし

ているのか。「むつ」の出力上昇試験におけるトラブル、そして「むつ」を撤去しなきゃならぬ、そういう結果になったわけですが、そういう点を踏まえて、どういふ点がやはり足りないかと反省をしているのか、これを伺っておきます。

○政府委員(石渡雄雄君) 特に原子力開発という先端技術分野での研究開発でございますので、いわゆる科学技術全般に対する社会の受け入れと申しますか、そこに基本的な問題があると思うわけでございます。そして、原子力開発の場合非常に鋭角的に現象があらわれてくるというところは、否めな事実であると考えております。そういう意味におきまして若干話は古くなりますが、戦後技術導入あるいはそれに伴う技術開発といったことに比較的成功を続けてまいったという経験が逆に災いをいたしまして、原子力開発についてやもすれば必ずうまくいくんだという安易感が、否定をしながらもついどこかにあったというところは恐らく否定できない事実かと考えます。

不幸にして、その一つの例として「むつ」の放射線漏れという事態があらわれたというふうに考えているわけでございます。そういう意味で、やはり広い意味での国民の合意の形成ということ、すなわち、まずいろいろわかっていただくということ、またなじめたでいたいただくことからやはり心の配慮が加えられるべきであらうというふうに思うわけでございます。

また、その端的な例をいたしまして、やはり言葉で言えば安全性ということになるわけでありますが、現実の問題として原子力の研究開発、利用というものが安全が確保されながら進められ得るんだと、また進められているんだという実態をとにかく皆さんにお示しすると、肌でお示しするというのが基本であらうかと考えております。そういうことをベースにしながら、直接研究開発あるいは利用に携わる者は万全の注意のもとにこの仕事に取り組みべきであるし、また、そういう実績を基礎にしながら、いろいろ知識という面でも国民

民の皆さんにわかっていただくような努力を同時におこなうべきであらうというふうに考えております。この辺が基本になるわけでございまして、その付随するものとして、やはり地域の開発あるいは原子力開発に伴う利益の公平な還元といったことがあわせ考えられていくというのが今後の施策の中心にならうかと、このように考えているわけでございます。

○塩田啓典君 いま「むつ」改修してですね。今回は遮蔽工事だけではなしに、いわゆる補修工事、最近の設計姿勢を取り入れて、そうして安全性、信頼性をより一層向上させるための補修工事を実施するところですが、今度これを実施してで上がった船については自信はありますか。

○参考人(倉本昌昭君) 今回の遮蔽改修並びに総点検関係の結果行います工事につきましては、事業団が中心になり、事業団として自信を持ってこれを完成させるという確信を現在持っております。

○塩田啓典君 長官に私お尋ねしたいわけですが、ある学者が原子力の平和利用というものは大丈夫だ大丈夫だという人が慎重に運転して危険だと、危ない危ないという人が慎重に運転して辛うじて安全であると、こういうことを言ったことがあるんです。私はなるほどと思つたんです。余り政府が安全だ安全だ、絶対自信があるなんて言つて、そんなことはいまの科学の世界にはないわけですから、余り安全だ安全だと言うものだから、ちよつと〇・二ミリラントゲン・パー・アワーが出るとそれ見ると、こういうことになるわけなんです。自信のあるのはいいわけですが、けれども、そういう姿勢はいけない。もつとも慎重に心配な点はないか、心配な点はないかと言つて、常にそういう謙虚な気持ちで進んでいかなければいけないんじゃないか。そういう意味で今度は自信があると言ふけど、私はそういう言葉を聞くたびにますます心配になってくるんですけれども、そういう点どうですか、長官。

○国務大臣(中川一郎君) なかなかむずかしいところでございます。もし自信がないと仮に言つたとしたら、これまた大変なことになりまして、やはりやる以上は自信のあるものをやらなければいけない。しかし、御指摘のように、内に秘めたものは危ないものだという前提で念には念を入れると、なめてかかっちゃうかぬという姿勢は内にながら秘めておかなければいけないことだと存じます。

そこで、御指摘のように、自信があると言われると心配だと、こういうことだそうですが、心の中ではもう危ないものであつて十分気をつけなければいかぬ。私はよそ様の皆さんから言われるよりも、むしろ私たちが一番安全性については考えなければいけないと思つておるんです。今度も失敗でもするようないことがあれば、これこそ重大な決意をしなければならぬことで、二度だめでしたからもう一度どうぞというわけにはいけません。再びの過ちは許されぬ土壇場に来ておると、こういう気持ちで科学技術庁、事業団一体となつて、安全性については慎重の上にも慎重を期して今度はいつぱら完成させたい、こういう決意でやっておりますので、ひとつ御協力、御理解をいただきたいと存じます。

○塩田啓典君 私はひとつ慎重に進めていただきたいことを強く要望しておきます。それと大事なことは、やはりコンセンサスを得るということですね。じゃ、コンセンサスを得れば危険なものでもやつていいかという決してそういうものではない。やつぱりコンセンサスが得られてもやつてはならないものもあるし、あるいはコンセンサスが得られなくてもやつていかなきゃならない問題もあるかもしれない。だからコンセンサスというものは絶対的な条件ではないと思ふんですけれども、ただ本場の真実というものが理解されないで、そういう間違つた一つのコンセンサスのもとに、正しい平和利用というものが阻害されていくとするならば、これは私は大きな問題だと言わざるを得ないと思ふんです。

そういう意味から、科学技術庁のPR、これは科学技術庁だけではない、電力会社にしてもあるいは原子力船事業団にしても、本当に地域の住民の人たちと話し合いをし、真実を伝え、また住民はどういうところを心配しているのか。そういうことを事前にキャッチして、やつぱり手を打つていかなきゃいけないんじゃないかと思ふんです。そういう意味で、私も直接自分の足で歩いて全部調べたわけじゃありませんけれども、いろいろわれわれの耳に入ってくる範囲においては、科学技術庁なり原子力船事業団の姿勢はまだまだ努力が足りない。そういう意見が非常に強いわけでありまして、原子力船事業団としてはどういふ点を反省しているのか、これをきょうは何つておきます。

○参考人(野村一彦君) 先生おっしゃいますように、確かに地元の方々はもちろん、関係の方々に対して原子力船のいろいろの現在の研究開発の段階、将来の計画あるいは安全性、そういう問題についてもっと一般の方々にはわかりやすいようなPRといひますか、そういうものをもっと幅広く、そしてもっとわかりやすい広報姿勢というものを持つてやるべきであつたということを、事業団としては一番強く反省をしておるわけでございします。

ただ現在は、遮蔽改修を佐世保においてやっておりますので、長崎県佐世保の方々に対してはできるだけ船を見ていただくというふうなことも、修理が始まるまでの期間極力いたしました。それから一般の市民の方に対する説明会、そういうこともいたしましたし、日常は県、市、それから漁連の方々から、月に一回は会合を持って御意見を聞くなどいろいろやっております。しかし、冒頭申し上げましたようなものと一般の方々、幅広い層に対してわかりやすい説明、対応ということは今後はやりだしたいと思つておりますので、大まかにつきましても何とか対話が進みますように、事業団としての分を越えたことはできませんが、その範囲内において地元の方に親しみあかぬ細かいPRをして、特に安全性を御理解いただくということを進めたいと思つております。



○塩出啓典君 科学技術庁はいま、私は十七歳という女性がテニスをしているというポスターをつくって、私の部屋にも張っておるわけですが、何年前には、若い男女がお互いに抱擁しているところで、まあ無関心という、そういうようなポスターがいろいろ話題になったわけでありますが、科学技術庁としては非常に成功したと考えていますか。

○政府委員(石渡廣雄君) 比較的に御評価をいただいていると自負しております。

○塩出啓典君 そういふ感覚が問題なんです。第一、田舎の方に行けばあんな大きなポスターを張るような掲示がないんです、第一。だから、自衛隊の募集はあの四分の一ぐらいの大きさです。あれならば町の掲示に張れるんです。あんな大きなものを持っていったって、どこに張るかという場所もない。やっぱり私はポスター一枚つくるにしても、原子力行政の第一線で市町村の担当者等がいろいろ苦労しながらやっている人もいるんですから、少なくともそういう人たちの気持ちに合致するような、喜んでこのポスターならあちこち張りましようというようなポスターをつくるというか、そういう点私はもっとみんなの意見も聞いて、ただ非常に評価がいいという、ひとりよがりではなしに、もっとやっていただきたいと思っています。

これはちょっと付随をして脱線いたしましたけれども、国民の皆さんに対する姿勢というものを本当に改めていかないといけない。国民の皆さんの安全性に対する信頼というのは、何を信頼するかと言えば、技術的にこういう理屈だから安全だということではなしに、安全だ安全だと言ふ人を、どういふ人が言うかという、その人を見て信頼するわけですから、本当にそういう意味では、国民の皆さんにいろいろ接触していく人たちの姿勢というものがやっぱり信頼されなければ理解を得られないのじゃないかと思うのです。そういう意味で、その姿勢を私は問題にしておるわけでありまして、いままですら四者協定にいたしましてこ

れが守られていない。そしてまた、長崎における五者協定にしても、きょうは質問しませんが、これも新しい定係港が決まらなければこれは守られない。そういうことで、一つのうそが二つのうそを生み、三つのうそを生んでいく。こういうその場のしのぎの原子力行政をやっておったんでは、これはますます国民の信頼を失っていくんではないか、私は率直にそう思うのですけれども、その点は長官もそのように思われていると思うのです。その点はどうか。

○国務大臣(中川一郎君) 全くそうでございまして、「むつ」は本当に不幸なことになってしまいました。設計にミスがなければとも思いますし、また期限内に、先ほどもお話がありました、試験ができておればということもありますし、そうしてまいりますうちに、また佐世保に行きまして、工事にすぐかかれぬといううなかけ違い、一つのかけ違いがだんだんと大きくなり、まだ新定係港も決まっておらないという、非常に私としては処理に苦しむ厳しい情勢になっておるわけでございます。しかしながら、最近国民の皆さんの間には原子力の必要性というものが、世界じゅうが原子力の発電について定着してきたというこの認識は非常に大きくなってきた。特に中東の情勢がああいう厳しい情勢になってくれば、もう死活の問題である。代替エネルギー、わけても原子力というものは必要であるということについての認識はおかげをもちましてかなり定着してきておるのではない。また安全性についてもいろいろ批判をされる人もありますが、すでに二十一基、千五百万キロワットの発電もいたしておりますし、あるいは原子力のいろいろの試験研究等もやっておりますが、故障程度——先ほど御指摘ありましたが、わずかの故障程度はあったが、大事故は起きておらないという意味で、かなり過去の実績からして安全性について認識をいただくようになってきたことも事実だと存じます。しかしながら、さらに一段の努力をして原子力行政、原子力発電の熱エネルギーとしての利用価値は絶対必要であ

り、そしてまた、安全なものであるという認識をさらに幅広く国民の皆さんに御認識をいただくことがまず大事なことで、こういう基本姿勢で、まだ就任後四カ月にもなりませんけれども、大事なものであるだけに慎重に、しかも時間をかけて、一遍にはまいりませんけれども、国民の理解が得られてフランスのごとく、けさも原子力研究のためにベルギーの経団連の会長が来ておりまして、あの国については原子力について非常に理解があつて反対の立場をとる者が非常に少ない。これはもうフランスもそうでありまして、EC全体がそうなつておつて、日本がなぜそんなに立地問題に苦勞しているのかといううな話もありました。うらやましいなど、こう思つておつたんですが、わが国は原子爆弾の被害を受けておると、こういう特殊性もありまして、なかなか理解しにくいところもあります。粘り強くひとつPRあるいは理解をいただく努力をいたしまして、将来のエネルギーについて遺憾のないように最善の努力をしていきたいと存じております。

○塩出啓典君 今回の法案は、この原子力船事業団というものが研究開発事業団になり、そして昭和六十三年の三月末までにどこかと統合する、こういう内容であります。私はこの法案を国会に出すまでに、やっぱり統合先というものははっきり決めて、統合するのにはいろいろ問題点もあるわけですから、そうしてその上で新しく研究開発事業団となつたものが昭和六十三年の三月末でこれはなくなる、こういうようにすべきではないか。その行き先もわからないのにもう終わりを決めるというところは、ちょうどかつての四者協定によつてむつを行き先がないのにギブアップする、それと同じであつて、科学技術の行政というものはそういうものであつてはならない。もっと慎重に、しかも早く手を打つていかなければいけない。そういう点からこの法案を提出する時点に合併先まで決めておくべきではなかつたか。そういう努力をしなかつた科学技術庁は怠慢であつたのではないか、このような感じがするんですけれども、

も、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(石渡廣雄君) 原子力船開発事業団の今後のあるべき姿ということにつきましては、すでに三年前第八十二国会におきまして研究機関への移行という基本的な御指示を立法府からもちょうだいしているわけでございます。その線に沿ひまして私も種々検討を進めてまいりました。特に、でき得るならば恒久化ということも真剣に検討したわけでございますが、昨年行政改革の一環といたしましての統合という問題にぶつたわけでございます。その昨年末の時点におきましても、私どもは十分その時点で原船事業団の状況、あるいは「むつ」の置かれております状況も踏まえまして慎重に検討を行つたわけでございますが、その時点で統合先を決定するということができませんでした。やはり十分な検討の時間もありませんでしたし、むしろ統合という基本的な方針は決めたつても、今後時間をかけて慎重な検討の上で決定される方がより好ましいのではないかとこの判断に至つた次第でございます。

また、この統合先をいたしまして、昨年十二月二十八日の閣議決定の内容をいたしましては、科学技術庁所管の他の原子力機関に統合するというふうに閣議ベースでは大枠が決まられておりますので、選択の幅は狭いわけでございます。その狭い幅でどこに行くかわからないということではないわけでございます。むしろその狭い選択の幅の中で慎重に検討をし、決定されるべきであるというふうに考えたわけでございます。また、先生御指摘のように、それでは統合の時期が一方決められていくわけでございますから、間際になつてはたばたというわけではなくて、むしろできるだけ早くから慎重な検討を開始され、そして早い時期にその方針が決まれば、そしてその統合のためのいろいろの手順が慎重に進められるという姿で、この統合問題は進めなければならぬというふうに考えている次第でございます。

○塩出啓典君 私が主張したいのは、結論を出さなければならぬ問題をどんどん後に回して、そ



うして何年かたつとも長官もかわってしまつたと、原子力局長もかわつてしまつたと、こういうようなことは責任ある原子力行政あるいは科学技術行政はやっぱり進まない。そういう長期展望に立ち、そして責任ある行政、そして石橋をたたいて渡つて、やるに決めたことは必ずやるという、こういう行政を目指してがんばっていただきたい、このことを長官に要望し、その点の決意をいただきたい。

それと最後にもう一つ長官に伺つておきたいわけですが、新定係港の第一候補は大湊港であると考へておられるように思ふわけでありすが、長官としてはそういう気持ちでやるのか、第二、第三はあるのかないのか。ともかく大湊港を定係港として理解をしていただくために全精力を挙げて努力をしていく決意であるのか、その点を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) 第一番目のなるべく早く他の研究機関へ統合する統合先を決めろということですが、全くそのとおりでございます。ただ、局長が答弁いたしましたように、そんなに幅広い機関があるわけじゃありませんで、限られた機関でございます。なるべく早く行き先、統合先を決めるように努力いたしたい。そして先々安心だという体制をつくつていきたい、こう思つております。

第二番目にむつだけしか考へておられないのかということですが、御承知のように、今回むつにお願ひしたのは、政府の正式決定ではございませんで、政府の正式決定は関係閣僚の会議を開いた上で政府としての決定となるわけでございます。今度お願いしましたのは、担当の科学技術庁長官として現段階においては他に適当なところがない、何とかもう一度むつを再母港化できないか、こういうことをお願いしている段階でございます。いまのところむつ以外考へておりません。しかし、それじゃむつがだめになつたらもうそれ以外にないんだからやめちゃうのかと言われるならば、そういうまた幅の狭いものではありませ

んで、現段階としてはむつが最適であるというところで、果あるいは地元の皆さんの意向をお聞きし、またわれわれの気持ちもいろいろと手段を尽くしていま話し合ひを進めていると、こういう段階でございます。

○小西博行君 前回のときも長官に当初ちよつとお伺ひしたわけでありすが、特に科学技術の分野というのは、大変日本の将来にとつて大切な分野であるということにつきまして、もう数回長官の方からお言葉をいただきました。しかし、何か総論におきまして、日本人として何としても資源のない日本の国だから、新しい技術開発をいまの時期にやらなければならないという、そういう一方の気持ちと、何か具体的なものに着手いたしますと

〔委員長退席、理事後藤正夫君着席〕

賛否両論に分かれて、これが非常に長い年月、むだな年月を費やしてしまつたという国民感情があるように感じるわけでありすが、特に原子力の関係になりますと、これはもちろん原子力船という船だけの問題でございせん、発電の問題になりまして大変国民全体が心配して、しかも必要以上なPRがなされてみたりというやうなことで、大変私はおくれているやうな感じがするわけでありすが、先ほど局長の方から、なぜそういうおくれを生ずるのか、特に原子力船につきましてこれだけの大きなお金をかけて、そして将来のために日本人としてはどうしてもやらなきゃいかぬという悲願をかけた大きなプロジェクトが挫折をいたしましたので、十三年ですか、放射線をやって十三年、こういう長い年月がたつていてやうにふうに確認しているわけでありすが、その辺の国民感情というところで結構でしようし、政府のPRのやり方もひとつ方法的にもっと研究する余地があるんじゃないかなという感じもいたしますので、その辺のところからまずお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(石渡廣雄君) お答え申し上げます。まず、放射線漏れ昭和四十九年に起こりました

ので、以後六年たつていてございすが、いま先生おっしゃいました十三年というのは恐らく四十二年、母港を大湊に決定いたしました以降十三年たつていてやうなことでございすが、われわれ、こういう非常に異常な事態に遭遇いたしました、まず放射線漏れという失敗をしたわけでございます。それから、その原因の追求はもうおこなつてございすが、またそれまでに、特に地元におきまして原子力船に対しての不安感あるいは違和感と申しますか、そして特に出力上昇試験にもなかなか御賛同いただけなかったやうな事態、なぜそんな事態が起こつたのかというのをいろいろ考へてみたわけでございます。結局つまるるところは、地元の方々の御理解を得る努力が足りなかつたやうなことに一面は尽きるし、もう一面には、やはり安全性あるいは細心の注意が足りなかつた、この二つの原因に結局帰属するのではないかと、この二つに考へていてございすが、

逆に、それではその二つが克服できないものであるかということになりますと、そうではないと思ふわけでございます。したがって、少なくとも原子力の研究開発利用に携わる者一人一人が、やはりこういう原子力という先端技術のまた先端を行つていくやうなきわめて高度の、しかし、きわめて高度の注意をもつて相対すべき科学技術に携わつていくんだという自覚を十分いたしますと、またそういうことを踏まえて、特に地元の方々の接触、またそれを通じての御理解をいただくという日ごろの努力というものが、また一日も欠かしはならないやうなことであらうかと思ひます。もしそれを少しも欠いた場合には、その反応は非常に大きくマイナスの面として出てくるやうなことを経験したわけでございます。こういう私どもにとつては非常に不幸な経験であつたわけでございますが、この経験を踏まえて、今後とも十分細心の注意を払いつつ、原子力の研究開発利用を進めてまいりたい、かやう考へてゐるわけでございます。

〔理事後藤正夫君退席、委員長着席〕

○小西博行君 もう一点お伺ひしたいわけでありすが、ことに技術開発ということになりますと、何かしら専門的な、つまりハードの部分ばかりを一般にはよくとらえて、そしてそのことに対する予算化というのはいささかあい説得をする、皆さんそれぞれ専門の分野の方が乗つてこられるやうな部分が私はあると思ふんです。今度の、特に原子力船という初めての大きなプロジェクトなものでございすが、特にこのシステムの中で、研究開発に携わるための計画その他仕事の分担、責任の分野、もし失敗した場合のそのフォローの仕方、こういう分野を私は大きな財産としてこれから先ちゃんとしたものを残していかなければ、皆さん御承知のように、IBMがコンピュータで世界一というのには、何も機械そのものが世界一という意味じゃなくて、全体のシステムをたくさん持つておられるという意味での世界一ということが私言えると思ふんです。そういう意味で、原子力船そのものをよくつくつていくという専門の分野と同時に、それをどういう形で開発、利用していくかという、いわゆるソフトの部分で、この辺が私は今回の研究開発の中でもどの程度重点的にやられてゐるのか、それが実は私は大きな将来の別の分野への移行、応用性というところで大変効果的でないかというふうに考へるわけでありすが、特にその管理技術という分野は大変好きなものでございすが、管理技術の分野でひとつお答え願ひたいと思ふんですが、どうでしょうか。

○政府委員(石渡廣雄君) 若干申し上げにくい点もあるんですが、私個人といたしましては特に「むつ」の放射線漏れ問題につきましての大山委員会のレポートは、非常に明快にかつ問題点をえぐり出していると思ひます。基本的な姿勢と申しますか、分析の基本的な考え方というものを考へてみますと、まさに先生が御指摘になりました全体としてのシステムが、がたがたであつたのではないかとことを言つてゐるやうに私

は受け取っているわけでございます。で、特に手厳しく御批判になっておられますことは、その中心であるべきであった事業団の体制なり運営なりが、はなはだぐあいが悪かったという点を強く御指摘になっておられることであらうかと受け取っております。いままうそういう点に十分注意をいたしまして日々改善に努めているわけでございまして、今後ともこの点につきましては十分失敗の経験を得ていまして、今後そういう点には格段の注意を払っていくべきだと、このように考えているわけでございます。

また、全体の研究開発をシステムとしてよくながめてみたらどうかという御提言でございますが、まことに意義ある御提案と考えるわけでございます。なぜかと申しますと、たまたまこの原子力船のプロジェクトというものは、他の原子力開発のプロジェクトと比較しまして、これは比較の問題でございますが、わりあい小型の一つのまとまったプロジェクトであるというふうに考えられますので、先生御指摘の全体をトータルシステムとしてとらえるという観点からも、今後日ごろ注意を払っていくという御指摘については、私どもぜひそういう方向で進めさせていただきたいと考えるわけであります。

○小西博行君 申しますのは、実はあの人工衛星ですね、アメリカでいろいろやられましたけれども、あの人工衛星の打ち上げでは、部品の点数がたとえ一基で百万個というような単位になります。そういったと、そのそれぞれの部品の欠陥の割合というのが、人間がつくった以上はどうしようもない、必ず不良品がそこにまじり込む確率があるわけであります。そういうものを細かく計算いたしますと、大体六発打ち上げて一発失敗するという結論、もうとくにアメリカから出てまいりました。そのように、恐らく今度の原子炉の部分にいたしましても、あるいは船のそれぞれば必要な材質の部分にいたしましても、ボルト一本から溶接の仕方から、非常に私はそこに大きな

技術的な問題点があるし、同時に、それから新しい技術が生まれるのではないかと感じるが実はしているわけであります。ちょうどエンジン関係は三菱というところでございまして、相当技術者の方もいらっしゃるしやと思うんでありますけれども、同じようにそれをやるんであれば、そういう部分まで具体的に研究課題として上げていかなければ、せっかくこれだけの投資をしても、本来必要な部分が抜けてしまうのではないかと。もう一回やらないとわからないというように、私が私は大変心配なものですから、そういう具体的な実験計画というのが、どこまで本当はできているのかということが実は心配であつたわけでありました。

もう一点でございますけれども、ここにこういう改修工事の予定表、つまり、ガント・チャートに予定表が一本の線でもって、こういうふうなやつでございまして、最初のスタートがおくれますと全体がおくれましてしまうという、こういう方式であります。この間、実は後藤先生の方から質問がありまして、その中にパートというのがありました。いわゆるネットワークで物を考えていく。建築関係はもうすべてそれでやっておるわけであります。つまり十月までという納期が決まっているわけでありまして、その中はどういうネットワークを計画として入れていくかという努力をしない限りは、恐らく日程どおりできないんじゃないだろうか。これまた後でまたお聞きしたいと思ふんでありますけれども、そういうことが非常に心配になってまいりまして、じゃおまえが行って工程管理やれと言ったら大変困るわけでありますけれども、実はそこまで厳重にやらないと必ず工期というのがあるわけであります。データー分布で大体後へ延びるのがあたりまえで、早く終わるというものはもうないわけでありまして、から、そういう部分で日程を細かく事業団の方で煮詰めていただきたいと思います。

少し話を交えますけれども、今回の原子力船の問題でありますけれども、世界では、いま軍艦といいますが、軍で使っている潜水艦その他をのけますと六隻というふうな聞いているわけでありまして、六隻現在あると、つまり艦隊運用船であるとか砕氷船であるとか、そのうちで三隻はもう港へ係留されているというふうな聞いているわけでありまして、ソビエトの三隻が現在稼働している。大体十年間使われている。このように聞いているわけでありまして、これはどうなんだろうかと。いま研究開発ということで「むつ」の問題はやつておられるわけでありまして、これからは先の実用化のめどといましようか、つまり大きな問題もありまして、使う内容の問題もあるでしょうけれども、その辺のところ御意見があつたら教えていただきたいと思ふんです。

○参考人(倉本昌昭君) まず最初に、先生がおっしゃいました六隻と申しますのは、ソ連の砕氷船が三隻、これはまだ現在みな運航いたしておられます。それからあとはアメリカのサブナ号、これはもうすでに燃料等は取り出して係留しているのと、近く博物館かなんかになるうとしております。それからドイツのオット・ハーンも昨年一応燃料を取り出して現在係船中と。それからあと一隻は「むつ」でございまして、これだけがいまのいわゆる平和利用としての船でございまして、大体そういうような状況にございまして、現在それそれ各国ともこれらの船をベースにいたしまして、研究開発をそれぞれ進めておるわけでございまして、主として現在はアメリカもドイツもフランスも——ソ連はよくわかりませんが、それぞれ将来の経済性を持った原子力船用の船用炉というもの、設計、研究、またさらに、物によりましてはドイツあたりのように制御棒等についての具体的な実験の研究開発というふうなものを進めておりますし、フランス、アメリカあたりもすでに商船用の標準設計というものを、型を大体四つぐらい、百五十メが、二百メが、二百五十メが、三百五十メがというふうな形のもののについての設計を一応終わつておるといふような段階にあるわけでございます。私どもといたしましては、「むつ」

は一応実験船といたしましてこれを動かして船用炉としてのデータをとっていききたい。それに続きましては、やはり将来の経済性を持った船用炉の研究開発というものを今後目指していきたい、かように考えておるところでございます。

○小西博行君 それにいたしまして、アメリカあたりもすいぶん一号船つくつてから年月がたつておりますね。そして、いまはほとんど実験を終えた状態というように私は理解しておるわけですが、けれども、その間に次の船といふものが数年後に建設されてもいいんじゃないかなという感じが実はするんでありますけれども、まだ採算性とか信頼性とかあるいは応用性という意味ではかなり問題がございましてしょうか。

○参考人(倉本昌昭君) アメリカの場合には、一時サブナが係船という話が出まして、その後、実は船会社の方から大型のタンカーをつくらしてほしいというお話が出まして、実際具体的な話として出たわけでございまして、それと並行してやはり原子力船でございまして、経済性の面から在来船とやはり相当な開きがある。これに対してやはり国として助成をしてほしいというふうな形で、原子力船についての助成法的なものが国会等にも出る。それから両者あつたわけでございまして、けれども、こちらはなかなか通らない。またオイルショック等で種々の海運市況等も非常に悪くなってきたというところから、やはり一方でそのような大型のタンカー等の需要もだんだんなくなってきたというふうな諸般のいろいろな情勢から、アメリカにおきましては具体的な建造計画というものがその後出てきておらないというふうな状況でございます。

○小西博行君 私は、この法案をできるだけ早期に解決をして、そしてこれから先のやはり船用炉に即した——大型であるとかあるいは日本の実情であるとか、いろいろな分野で経済性とか信頼性に合うような、そういうものをいち早く着工しなきゃならぬ非常にいま大切な時期じゃないかと思ふん

であります。特にアメリカあたりにそういう相当の、潜水艦も入れて研究のデータがあるんじゃないかなと、もちろんあるのはあたりまえなんです。その辺を長官、日本人独特のよその技術を安く買ってくるというんでしょうか、まだ私はその分野でかなり補足していいんじゃないかなという感じが実はするわけです。本場にノーハウの一番大切な部分というのは、これから先の研究の課題になるんじゃないか。したがって、私は向こうの技術者を連れてくるなり、あるいはもうすでにでき上がった実験のデータを何かの形で早く手に入れるという方法も非常に大切ではないか。この「むつ」の故障事件というの、当然向こうからそういうアドバイスも受けておったわけでありまして、その辺の可能性というのは非常にむずかしいのでございましょうか、そういう技術を手に入れるという意味では。

○参考人(倉本昌昭君) 現在、私どもの知っておりますところは、民間企業におかれましては、ある社がドイツの原子力メーカーと原子力船についての技術提携をしておられますし、またフランスと技術提携をしておられる会社もございまして、また、私どもの方は「むつ」の遮蔽改修等につきましてドイツとの技術交流、またドイツもいろいろ私どもの設計を見てもらうとか、またいろいろアドバイスをもらうというようにもいたしてはおります。また、現在私どももいたしては、「むつ」においての二次炉心と申しますか、将来の経済性を見通しての燃料体の研究というようなことで、これについてはまだ現在調査研究の段階でございまして、これらにつきましてもフランス、ドイツ等から資料の入手というふうなものも一応図っておるわけでございます。また、今後私どももいたしては、日本に適した三万馬力から五万馬力程度の船用炉というものを一応ターゲットにして、今後この法案が通りましたら研究開発機関になれば、そういうものを開発していくべきかというふうなことのひとつの概念を

早急にとめて、それに向かって進んでいきたいと、こういうぐあいに考えております。

○小西博行君 それでは、この「むつ」が無事に再進水をして、そして新定係港が決まりました、いよいよ実験にかかるといふ段階を迎えると思います。そのときにどういふ実験のデータをとるかというの、すでに海外からもいろいろな資料が入っているわけでありまして、実際、実験計画といいますが、どういふファクターを確認していけば将来の技術開発につながるという、そういう意味で。

○委員長(太田淳夫君) 参考人に申し上げますが、もう少し大きな声で答弁していただきたいと思ひます。

○参考人(倉本昌昭君) 「むつ」が一応改修が終りました時点で、私どもは機能試験さらに出力上昇試験、それから実験航海といくわけでございますが、機能試験につきましては、すでに前回、どういふことをやるかというところで経験もございまして、それに準じた形で試験をやつていきたい。また出力上昇試験の過程でどういふ試験をやるべきかということにつきましても、これを各段階においてどういふ試験をやり、どういふデータをとるかということにつきましては具体的な計画が一応できております。またさらに、実験航海におきましてどういふことをやるかということにつきましても、これは前に原子力委員会また事業団の中に委員会をつくりまして、実験航海で大体どういふような運航計画を持って、各段階でどういふことをやるべきかという具体的な一応の案は持つておるわけでございますが、今後これを進めていくに当たりますと、さらに出力上昇試験をやりますまでの段階で、現在の計画を一応再検討をしまして、またオット・ヘーン、サペンナ等の経験も一応参考にしたが、この「むつ」でどういふことをやっていくかというのを具体的に決めて試験、実験をやつていきたい、かように考えております。

○小西博行君 そうしますと、もうすでに相当の歳月がたっているんですけれども、十分その試験に

に対応できるような、新艇と同じような形で進水ができるということでございますね。そういう形で実験に入ると、間違いないデータがとれる条件であると、こういうことのように私理解したいと思ひます。

さて、もっと具体的なものに入つていきたいと思ひんでありますけれども、確かに「むつ」というのは、当初申し上げましたように、大変な金額とそれから歳月をかけて今日までできているわけでございますけれども、私、大きく分けて三つの問題点があるんじゃないか、このように考えるわけでありまして。

まず一点は、何としても新定係港の問題、母港をはっきり決めなきゃいかぬという問題が私は一つの大きな問題点ではないかと思ひます。これはもちろん地元の説得という大きな難問が目の前に横たわつていふというふうに考えるわけであり

ます。それで二つ目は、これは改修工事の完了というのがございまして、これは実際に、完全に修理ができるのかどうかという点と、間違いない期日までに間に合うかどうか、こういう問題が二点目だと思ひます。

そして三つ目は出力上昇試験、これがいまのところ三種類ぐらゐる方法があるというふうに言われているわけでありまして、けれども、どういう形で地元を説得した上で、しかも実験船としては十分のデータを得るといふ、この二つも三つも条件があるというふうに私は思ひますけれども、これを十分にこなしていく、そういう三つの大きな問題が私にはあるんじゃないかというふうに考えるわけでありまして。

特に、一点目の地元の説得、この問題を実はここで十分論議するといふのも、いま経過の最中でありますから、いろいろな形で地元の方と折衝されていると思ひんでありますけれども、私はやっぱりこの二番目の改修工事の完了というやつですね、間違いない来年の十月までに終えますといふ、これはもう当然地元の方々は知っているわけ

でありますから、そういう現在の進行状態の中で、まあ間違いないやつていったなという一つ一つの積み重ねというのが、実はやはり地元説得にも非常に大きな要素になってくるんじゃないか、このように考える次第でありますけれども、地元の説得という、いわゆる日程から考えまして、地元では安全といふことが間違いないれば多少認めてもいいという表現をしている。しかし、現実にはもう定係港がなければ持つて帰られない、実験できない、安全性を確認できない、こういう問題がちょうど同時に起つていふ問題だと思ひますので、その辺の考え方、地元の説得の方法はどういう方法で、表現できる部分で結構でございますけれども、その辺を特に聞かせ願ひたいと思ひます、まず一点目のやつを。

○参考人(野村一彦君) 佐世保におきます遮蔽改修工事並びに安全性の総点検は、本年の四月に関係各社と私どもとの間で基本的な了解が終えまして、それから準備に入りまして、それで、準備作業も順調に進みまして、八月からまず三菱グループの担当いたします圧力容器周辺の工事に着手いたしました。これが一段落をいたしましたので、それから十月中旬になりまして石川島播磨の担当する船体部周辺の工事に着手したということ、現在まで工事は順調に進んでおります。ただ、先生の御心配のように、両社が同時に着工できないという部分がかなりございまして、したがって、一社がやっている場合には他社は休まざるを得ないというふうなことで、それから非常に安全性を重視します精巧な機器を遮蔽、特に遮蔽部分につきましてつくりましたために非常に手間がかかり、またなかなか工程が進まないというふうな問題がございまして、着工がおくれました結果、かなり急いで工事をしなければならぬということ、現在やつております分轄契約というふうなことで、来年の二月末日までを第一期工事として両社と契約をやつておるわけでございますが、それだけではなかなか五者協定の約束の期限内に修理を完了してということがむずかしいということ

も考えられますので、いろいろと工程の合理化、それからいま申し上げました契約の分轄、それから関係のメーカーの方々には残業等も極力お願いをして、安全を阻害しない範囲で最大限の努力をして、何とか工程に間に合わせたいということで努力をしているわけでございます。ただ、御懸念があるように、地元におきましてはいろんな懸念がありまして、心配の向きがかなりございますので、私どもも機会あるごとに、現地の技術陣はもとより、本部からもいろいろ私どもも行ったりと、あるいは役員が行ったりして、各方面の方々に工程をできるだけお話しをして、そして御理解と御協力を得るようというところで説明をいたしております。しかしながら、まだ第二期の工事が始ま

りません。現在でございまして、第二期の工事の契約を急いでこれはまとめなきゃなりません、ただいま先生がお示しになりましたような工程表、もちろんそれより詳しいものはまだノンファクターとしていろいろあるわけでございますけれども、そういう工程表をお見せして、現地の関係の方々にはできるだけ御理解をいただいて、そして協力をいただくという方向で、特に佐世保におきます市会の全員協議会に役員が出ました。それから、長崎県の県議会の総務委員会の方々と懇談をいたしました。そういうようなことをして、できるだけ地元の方々に工事の実態を知っていただいて、安全性の確保を第一にしながら、りっぱな工事をやりたいということをやっております。

○政府委員(石渡廣雄君) ただいまの母港の問題あるいは出力上昇試験についてのお尋ねでございますが、母港の問題につきましてはやはり基本的には安全性の問題、さらには安全性を含めました全体としての信頼感の問題、この辺が大きな問題になっていくわけでございます。安全性につきましては、私ども何とか誠意を尽くして御説明をしまして、御理解を得たいと考えているわけでございます。また、長年の歴史もある土地でございますので、全般的な信頼感というところでもまだ問題が残っているという状況でございます。何とか誠意

を尽くしてさらに對話を進めてまいりたいと思つてゐるわけでございます。その一環といたしまして、たとえば出力上昇試験をどのようなやり方をするのかという問題も御指摘のとおりあるわけでございます。私どもといたしましては技術面で考えますと、少なくとも低出力運転につきましては、洋上というよりも岸壁で行う方がより好ましいという考え方はございます。ございますけれども、しかし、地元の感情といったものもあわせ考へ、そういう問題も含めまして地元の当事者と十分御相談の上で決めていきたいと、こういうふうに思つてゐるわけでございます。まあ一言で言へば弾力的に考えさしていただきたいと、このように思つてゐるわけでございます。

○小西博行君 地元ではよく安全性ということが言われているというふうに私考えるわけですから、でも、しかし原子力安全委員会がチェックされてもなおかつ了解しにくいなんということを新聞にちよつと書いてあるわけなんですけれども、どうなんでしょうか。現在はダブルエックという方式だそうですね。それお聞きしたわけでありますけれども、それでもなおかつ安全については認めないといふような表現を、これは一部の方かも知れませんが、そういう表現をしているんです。そういう信頼回復という意味で安全という、あくまでも原子炉部分についてはちゃんとして技術的にはやっていると、チェックしているんだと、こう言っても、どうもそれじゃ信用で

きないんだということを言われていると、そういうものに対する何かほかの方策というのはあるんでしょうか。それをお聞きしたいと思うんですが、非常に言いにくいと思うんですけども、お願いします。

○政府委員(石渡鷹雄君) 前回放射線漏れの事能は、やはり原子力委員会が安全性について審査をして、それでパスをしたのであるから安全だと、こういう御説明をして放射線漏れが起きたと、こういうことでございます。実はその後「むつ」の問題が契機となりまして安全委員会あるいは安全

委員会の設立ということで、安全規制体制はもう格段に強化されたかと私ども考えておりまして、その厳しい基準でまた厳しいシステムで十分安全性をチェックされたのでありますから、安全性については御心配要りませんと御説明はするわけでございますが、同じことは前にも聞いたということになってしまいました、実は私どもが進めてまいりました新しい体制というのに対してまだ十分御理解を得るに至っていないというのが実態でございます。しかし、たてまえ上そういうことでございしますけれども、それじゃ安全性を確認する手順が何かないかというところでございまして、その辺につきましても、いまのところ両者と申しますか、私どもと地元を代表いたします県あるいは市

の事務レベルでいろいろ案をぶつつけ合いました。て、私どものたてまえも認めつつも、何かうまい方策がないものだろうかということいろいろな相談をしている最中でございまして、なるべく早く結論に到達したいと、こういうふうに思っているわけでございます。

○小西博行君　そういう意味では私は新しく長官になられた中川先生のこととございますので、特にそういう人間関係その他で味のあるところをひとつ見せていただきたい。そしてやっぱり従来のそういう組織と組織のつき合いというだけでは、どうも打開策は見つからぬのではないか。同じような顔ぶれでお互いに名刺出すという、どうもその辺の段階はとつくに過ぎていくんじゃないか。

かえって何か疑いばかりが出てきてしまうという、そういうものをちよつと感ずるわけでありました。したがいまして、私は歴代の長官の中では中川先生にぜひともがんばっていただきまして、地元へ泊まり込みぐらゐをひとつやっただけで、そして、説得を積極的にやっていたら、そんなにむずかしい問題ではあるいはないかもしれないという感じが実はするわけであります。どうかその辺をよろしくお願いしたいと思います。

それから改修工事というのは、先ほどもお話を聞かしていただきますと、遮蔽材が主というよう

にお伺いしたんですけれども、炉心部分というのは非常に使用の頻度も少なかったということでは、ほとんど大丈夫だと、一次冷却水のチェックによつて大体その辺は大丈夫なんだと言うのですが、これは間違いなく大丈夫だという表現、確認してよろしいんでしょうか、再度お聞きしたいと思います。

○参考人(倉本昌昭君) 炉心につきましては、総点検の段階でそのもの自身についてのチェックとありますが、現在の段階ではその必要はないというぐあいに考えているわけでございます。それは設計自身についての見直しは一通りやってみておるわけでございます。それは炉心設計あるいは燃料設計等、設計上の点からは全く問題はないとい

うことの確認はいたしております。またさらに炉内の燃料体あるいは構造物の健全性につきましては、燃料体製作の過程の検査報告書あるいは炉内ものについての検査の経過、製造過程等から見まして、その限りにおいては問題はないと。それからまた、一次冷却水につきましては放射能の測定、これの分析等をやっておりますが、この点から見まして、現在の燃料体にはそれが全くないという結論を一応得ているわけでございますし、また一方燃料体の健全性、また炉内構造物の健全性を保つという観点、また圧力容器の保全というような点から、一次冷却水の水質管理、また原子炉についてのいろいろな維持管理等につきましても、十分私どもとしてはいたしておりますので、

○小西博行君 検査機構は大体聞かしていただいたわけです。チェックですね、先ほど申し上げましたダブルチェックの方式なんですけれども、この原子力船「むつ」、これから先恐らく海洋国でですから、日本の場合は特に原子力船ということにかなり重点を置いてやっていくということで、なかなかさんの金をかけているというように考えるわけですが、その検査の専門官といえますか、船用の原子炉に対する専門官といえますか、こういう方け

○政府委員(赤羽信久君) 安全の点検に關しまして行政庁が行います審査、それからダブルチェックで原子力安全委員会が行います安全審査、その後設計、工事方法の審査、それからたゞいま御指摘かと思ひますが、使用前検査、最終的な検査、そして動き出しますと定期検査ということになるわけがあります。その各段階でそれぞれに應じた専門家が在るわけでございますが、御指摘のようになりますに、原子力船ブローの専門家というものは、幅が廣うございませうし、また経験もないという事でまだございませうけれども、船の方の専門家と原子炉の方の専門家がお互いに連携し、かつ識見を交換し合つて十分やっていると考へております。現実に行政庁の審査におきましては顧問会がございまして、そこへ両方の専門家が入つていただきますし、安全委員会の専門部会におきましても同じようになつております。そういう経過を経て、今度実体の設計や検査を行う専門官も育つていきつとあるという現状でございませう。

○小西博行君 私は一番当初に申し上げましたように、絶対安全だということが非常にむずかしいということだと思ふんです。少なくとも人間がつくった以上は必ずそこに○・○%かの確率で失敗が起こり得る。本来ならこれは、私はほとんど計算ができなきやいかぬのが実は技術じゃないかというふうに考えるわけでありますけれども、いろんな設計その他、私見たことないわけでよくわからないわけですが、先ほど申し上げたたちよつとした材料の使い方だとか、ボルトの精度であるとか、ちよつとしたことが本当に煮詰められていてないような感じが実はするわけでございまして、したがって、どうかミスがまた出てくるんではないかなというような実は心配をしております。

したが、いまして、そういうものをカバーするためにはとにかく検査、検査、検査。人間の目あるいは機械をフルに使って検査を厳重にしてい、それでもなおかつ漏れていくというのが、実は残念ながら検査機構の実際問題だと思ふんですね。そういう意味で、今回は何としてももう二回目の失敗というのは、長官の言葉じゃありませんけれども絶対許されないわけでありまして、しかも納期という面でもかなり厳しい状態までできていると。それから、新定係港の問題もまさに厳しい。そういう非常に厳しい中で、しかもそれが日程的に非常に制約がある、金銭的にもある程度制約がある。こういうような非常に厳しい段階に研究開発が追い込まれてきている。この現状をとにかく何とかして、国として総力を挙げてでも完成することが、将来の技術開発の大きな自信につながっていくというふうに考えるわけであります。何としても、いまさつき申し上げました数点について、長官もとにかく馬力をかけてひとつやっていたきたいというふうに考えます。

最後に、いろいろさつくばらんに質問さしていただきますして、しかもさつくばらんに御意見いただきますしてありがとうございます。とにかくぐんばつていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中川一郎君) どうもいろいろと御協力いただきまして、ありがとうございます。しかし、やっぱりと思います。

○佐藤昭夫君 前回時間の関係で質問中途で打ち切りになりましたので、あと残っている前回残した時間約三十分ほど質問をいたしますが、前回法案の二つの骨子——法改正の暁、研究開発事業団に移行をするその内容、それから六十年三月他のも原子力関係機関との統合を図っていくこと、この問題についていろんな角度から質問をいたしましたが、このいわゆる統合問題ですね、これは現在政府が打ち出しておりますいわゆる行政改革、その内容として一省庁一機関スクラップするというのも重要な一つの要素になって、六十年こういう方向へ持っていくんだという提案が出ているとい

○佐藤昭夫君　そこで、そういう行政改革のテーマが今回の法案が出てきた背景であるということですが、科学技術庁として行政改革テーマを検討する際に、この原子力船事業団をどうするかという、ここを軸にいろいろ検討してきたのか。他の科技庁傘下の幾多特殊法人がありますけれども、それをどうするかという総合検討をやったのか、その点はどうですか。

○政府委員(石渡廣雄君) 科学技術庁には現在の附屬機関と申しますか、七つ特殊法人があるわけでございますして、昨年の暮れの時点でございましたが、科学技術庁としてどう行政改革に対応するかということにつきましては、全庁的な検討がなされたわけでございます。そして、一方私どもは当然従来の経過も十分踏まえまして、日本原子力船開発事業団をどう持つていくべきかという議論もしておりますのですが、その二つの部門が一体となつて、最終的に現在御提案申し上げていらっしゃるような結論に達したということでございます。

○佐藤昭夫君 前回の私の質問で、法改正の曉

研究開発事業団に移行をしていく体制のいはば整  
備内容、それについて法改正初年度は研究者は九  
名程度というところから、おいおいその充実を  
図っていくんだということで、研究者もふやす。  
また、いま出向者が多いこういう状況も改善をし  
ていくという御説明があつたわけですが、でも、  
当然事業団トータルとして研究者、技術者、職  
員、船員、まあその他というのがあるか知りませ  
んけれども、とにかくトータルとして事業団職員  
というのはふえるんですね。どうでしょうか。

○参考人(野村一彦君) 事業団の職員について、  
増員をしていただきたいということで、そういう  
計画を持っております。五十六年度の予算では七  
名の増員、これは全部技術者でございますが、そ  
れと二名の既存の定員からの振りかえということ

たといふことではあるが、  
○政府委員(石渡鷲雄君) 五十六年度につきましては、全く同意見で進んでいるところでございす。  
○佐藤昭夫君 五十六年度はそういうことで出発しながら、さらにおいおい年々充実図っていくと、いうこの点、聞くまでもないと思つて聞かなかつたのですけれども。

○政府委員(石渡藤雄君) 統合時点までのヤセ中期的な計画について、一緒になりまして検討した結果、同じ意見で進もうということになっているわけでございます。

○佐藤昭夫君 そこで、政府の言っています行政改革ですけれども、私どもの党としては必ずしも賛成をしているわけではありませんが、いわゆる行政改革によって各省庁について機構も減らす、同時に人員も減らすと、人減らしを図ると、こういうことが行政改革の基本方針だというふうに私ども聞かされているわけですが、そうしやすかどうか。この法改正によって原船研

し、事業団の数は減つたけど数はふえたと、こういう姿になってきますね。そのことのよしあしをいま私は問うているわけじゃないが、そういう姿になりますね。

○政府委員(石渡寛雄君) よしあしを問うているわけではないというお言葉に甘えまして少し言わしていただくわけですが、まず百四十人程度が現在の事業団の定員でございまして、大抵づばに申し上げまして、技術者それから船員それからその他事務部門あるいは事務系統をやっているエンジニアも含めまして、大体三分の一ずつの配置になっております。そして、私どもの申し出ておられますのは、この技術部門、現在四十四名でございますが、この大部分が統合時点までで



は、現在は遮蔽改修あるいは給点換工事に主として従事しているわけですが、これらのスタッフが研究者に振りかわっていくということが一つの柱でございます。それから、もちろんその部門につきましても増員をお願いしたいというふうに考えています。それから、それから、船員の方につきましても、これは変化がございせん。やはり「むつ」という船と一体となつて、今後ともやっていたきたいと考えているわけでございます。

それから統合の効果でございますが、恐らく事務部門約四十名ほどになるかと思いますが、そこに効果は当然出てくるわけでございます。これが統合の効果の第一点と考えております。

それから第二に、他の原子力機関と統合いたしますことによりまして、たとえば統合先の研究基礎の有効な活用であるとか、あるいは研究者同士との交流による研究効率の向上といった効果は当然出てくる、また出てこなければ統合の意味がないというふうに考えているわけでございます。

それから第三に、先ほど事務系統の部門が恐らく合理化されるであろうと申し上げたわけでございますが、希望としましては、そこで出てくるであろう合理化効果のできれば全部を、やはり研究機能の強化という部門に振り向けたというものが、私どものこれは願望でございます。その時点でもうなるかわかりませんが、そういう方向で考えて、また強力にそういう方向に持っていくように努力したい、こういうふうに考えているわけでございます。

○佐藤昭夫君 事務職員部門で一定の合理化を図りたいということでありませうけれども、さつき私トータルとしてどうなりますかと、五十六年度を出発しながら中期的に見てどうなりますかと。研究者が五十六年度九名ということでしたね、出発初年度。これをずっと充実をしていくんだと言われているんだから、トータルとしても充実をしていくんだらうと、ふえていくんだらうと。しかし、片や事務部門を若干合理化をする。しかし、片や

いま出向が多いという状態も改善をしますというんですから、中期的に見てトータルとして事業団職員というのはふえていくんでしよう、どうですか。そういう数字はいくくわからぬということなのか、どうなんでしょうか。

○参考人(野村一彦君) 統合が予定されております六十年度の三月、つまり五十九年度の三月まで私どもの希望としては研究要員をふやしていきたいということ、まだはっきりした数字は持っておりませうけれども、五十六年度のさき言いました七名の純増とプラス二名の配転ということで、九名を中心にしてそこをふやしていくということ、今でございますので、トータルとしては統合時までに全体の事業団の職員の数はふえるだろうと思ひますし、ふやさなければならぬ、こういうふうに考えております。

○佐藤昭夫君 いまの事業団の考え、これは科技庁としてもそういう考え方で中期的展望を持ちつつ、今回の法案提案が出てくるんですね。

○政府委員(石渡憲雄君) 考え方は同じでございます。ただ、問題なしとせずでございます。統合の原則と申しますか、原則として焼け太り的なものは許されないと、別々の原則があるわけでございます。まして、所管いたします科学技術庁としては、その辺の壁を破つていかなければならないというところでございまして、何もびつくりするような数字を考へていくわけではないわけでございます。そので、この研究開発事業団の置かれております立場を十分御説明して、関係当局の御理解をぜひ得たいものと、このように考えているわけでございます。

○佐藤昭夫君 長官にお尋ねします。私がなぜこういう問答をやっているのか、その真意は御理解いただけているんじゃないかと思うんですけれども、私も私としては一定の意見持っています。いわゆる行政改革、機構も減らす、人減らしもやるということを機械的に各省庁について行かうという、このことについて意見を持っていますけれども、政府があらゆる機会におっしゃっ

ている行政改革の内容、方針というのはそういう方針ですね。ところが、いま事業団なりそれから科技庁を代表して局長の答弁、これは充実を図っていくたいと、中期的にも充実を図っていくたいということになる、そこに方針上の矛盾はありませうかと、いやありません、何とかいろいろ合理化を図っていくんで、何となく言われると、今回の法改正提案の研究開発事業団に研究の仕事をつけ加えて、研究開発事業団に移行していくんだというこの研究の仕事はうたい文句だけで、内容の保証はちつともないというおそれが出てくるんじゃないかと、こういうことで聞いているわけですね。関係の一端である長官として、行政改革の方針についてどうお考えになつておられるのか。今回の法改正ともかわつて、いま私が提起をしておる問題についてどういう考えなのか、ちよつと聞かしていただきたいと思います。

○国務大臣(中川一郎君) このたびの法案お願いいたしております柱は、私は三つあると思うのでございます。

一つは、時限立法では落ちついた試験ができないうこと、長期的に試験研究ができる事業団にしたいというところでございます。第二番目は、研究部門を取り入れていきたいということでございます。第三番目は、政府の行政改革との関係もあつて、昭和六十年になつたら、他の原子力機関と統合をして行政改革の実を上げると同時に、原子力研究部門の横の連絡という点も考へて合理化を進めたい、こういう三つの柱と存じます。

そこでいま申し上げておりますのは、統合までの間は研究部門が加わりましたので、その辺の定員をふやしていかざるを得ない、とりあえずは九名です。そこで統合の段階になつたら、今度は事務職を中心にして縮小を図るようにして行政改革の実を上げたい、こういうことでございまして、決して行政機構改革の目的にも反しておりませうし、そしてまた研究部門もやっつけるといふ、まあ三つのことを取り入れれば、いまの上

うな答弁で決して矛盾はないのではないかと、ううに思ひます。

先ほど中長期的な問題としては、統合までの間は研究部門を充実していきたいということでございますから、そして統合の段階には、定員について事務職員の縮小というメリットもあるし、まだ答弁していませんが、役職員の縮小ということでも行政改革の実は上げられると、こういうことだと思ひます。

○佐藤昭夫君 後で役職員の縮小云々、こう言われましかつても、これは今回の法改正で横滑りをする、定数同じで横滑りをするという提案になつていくんですから、そんな思ひつきな、そんなこと言つたつて、取り消しをしておいてください。

○国務大臣(中川一郎君) 理事長二人がいなくなつて一人になるのですから、理事長が一人減るといふことも大きな行政改革の一つでございます。

○佐藤昭夫君 そんなものの物の数じゃないので。それで、こういう話はこの応答だけでははつきりしないのです。もちろん私は中期的計画については、いろいろその後の内閣の見直しがあるというのを何ら否定するものではありませんけれども、こういう法改正の晩、研究事業団に移行すると、改組をすれば、それから六十年三月他の原子力機関と統合をする。これに伴つて人員的な体制がどういふふうに変化していくのか、これを私の判断資料といたしたいと思ひますので、資料として提示してもらえませんか、中期計画を。

○政府委員(石渡憲雄君) 一つの判断資料ということでございますから、困るという話にはならないわけでございますが、一つ非常に私ども、中期的なものでございますが、はなはだ困つておりますのは、今年度、来年度にかけまして遮蔽改修あるいは給点換の工事、さらにはそれに引き続きましたの回航あるいは機能試験といった、その辺でどれだけの人員が要求されるのかというあたり

が実はまだ十分詰め切っていないわけでございます。しかし、それが済んだ段階ではこういう案、計画をそれなりに描いておきますので、この二つの時点についてこう考えておられることは、一案としてお示しすることは結構でございますが、その間がどういふふうになつていくんだという点につきまして、ちょっとつらい点があるという点を御理解賜りたいと思うわけでございます。

○佐藤昭夫君 とにかく不明の部分は不明としながら、ただし書きをつける部分はただし書きをつけていただいて結構ですから、そういう判断資料としての中期計画、ぜひ出していただきたいと思ひますが、なお念押しのためにお尋ねをしておきますけれども、行政改革、いわゆる行政改革と言われている角度から、今回原子力船事業団をこういう研究事業団にして、六十年統合をしていくというところとかかわりに、科技庁傘下の他の特殊法人の何らかの研究プロジェクトを、もう廃止をするといったようなことが課題に上つていますか、上つていませんか。

○政府委員(石渡鷹雄君) 他の特殊法人あるいは認可法人を含めまして何か削ろうというところは考へておりません。ただ、原子力局に持つておられます一部の補助金につきまして配慮しなければならぬんじゃないかというふうには考へておりません。

○佐藤昭夫君 前回私の質問で同じくこの統合問題に関して、統合をするまでに幾つかの前提条件が整えられていく必要があるだろうということ、統合までに必要とされる条件なるものが、言われている期間内に全うできるかどうかというところで、数字も挙げながらいろいろ質問をしてきたわけですが、前回私は、仮にいますぐ母港の設定が決まって母港建設にかかるということになつても、完成までに最低三年かかる。そして、その後出力上昇試験、そちらの答弁によれば約一年ですと、その後の実験航海、これは出力上昇試験の成否を見ないと、どれくらいの実験航海が必要になるか、いま断定的には言いがたいという点も含め

て、タイムリミットまであと残る数カ月と、こういう状況であつたということが、この前の事業団の答弁からも明らかになつてきたと思うわけですが、それでも、そこで、前回私、衆議院における総理答弁と長官答弁の食い違いのオンリーワンかベストワンかという点で最後の質問をして、長官が答弁に立たれて、時間が来てましたから私再質問できぬままあれだったんですが、大変気になる長官答弁があつた。で、速記録をちょっと読んでみたんですが、成功することが合併の条件である、「むつ」が成功するためにはこれだけの期間がかかるから、成功しなかつたら合併できないではとこうおきめつけになってお尋ねでございましたが、そうではございませんで、「むつ」が成功していることが研究開発をしていく上に非常に望ましいことであると申し上げたのであつて、仮に「むつ」が上昇試験ができない、あるいは航海実験ができない、だから合併できないというものではなくて、それはそれなりのデータとして利用できるわけでございますから、望ましい姿としてどんどんどんどん進んでいった場合、それをベースとしてできると、こう申し上げたんでありますから、どうか三年たたないでどうか、こうだとか、「こういふふう」に言わぬでくださいということを言われた。

前回、私の質問に対して、事業団なり局長の方からは、三つないし四つの条件、一つは出力上昇試験はもちろんのこと、実験航海を含めて、これを実験船としての「むつ」の安全航海が保証をされた、こういう状況がきちっとデータ的に確認ができるということ、それから母港問題は当然のことときちっと解決をしておられること、それから統合をしていく相手機関との関係において人員、体制上の問題についてきちっとした合意ができておること、こういうようなことを挙げられたわけですが、私、当然そういうことが必要だろうというふうには思うんですが、長官の答弁でいきますと、「むつ」が成功しているというこ

とが望ましい、まあまあ何とかいつてますということであらば合併したらいいんだ。特にさつき引用した後段部分で言つた上昇試験ができない、航海実験ができない、だから合併できないというものはなく、それはそれなりのデータとして利用できるわけでございますから、望ましい姿としてどんどん進めていったらよろしいというのとは、とにかくまあ何とかうまいこといつてますよという言い方で、もうこれで「むつ」安全のデータは大体確かだというふうに断定をして合併へ入つていく、こういうふうな持っていこうという意図なのか。そんなことになれば、これは大変なことだという重大な発言だ。そういうことをやれば、また六年前のようなああいう愚を繰り返すことになるというので、私は大変これ重大視をしてるんです。長官の真意をお尋ねします。

○政府委員(石渡鷹雄君) 前回、確かに合併の前提としてどういふ条件、どういふことが整つていくことが望ましいかという御質問に對しまして、第一、二、三の点を挙げたわけでございますが、第一の点は、現在のように、あえて言わしていただきますが、「むつ」の研究開発がその研究開発以外のいろいろな事柄によつて非常に騒がしいと申しますか、ディスタープされていると申しますか、そういう状態が終わつていくことがむしろこれは条件的に望ましいわけでございます。そういう非常なごたごたしている状態での合併ということは考へづらいということを申し上げたわけでございます。したがって、そういう地元の問題等が解決されて、そしてその段階が何であれ、静かな研究環境が保障されたという状況で合併されることを望ましい。また、もしそうでなければ、合併される方が当然これは拒否をするわけでございますから、そういうことでそういう状況が望ましいというのを申し上げたわけでございます。

そういう意味で、それがどういふ状態になつていくかという点についてはいろいろ御議論もございまして、あるいは実験航海まで出ておられないではないかというふうな御議論があつたものから、いや、そういうことは切り離して合併は合併だというふうな長官は申し上げたというふうな私どもも理解しているわけでございます。少なくともその時点までには、地元問題等は最低解決されていなければならないことは、これはむしろ条件的な好ましい状態ということで申し上げざるを得ないと思ひます。

○佐藤昭夫君 どうも局長はあれですね、前回それなら私をだましたんですか。だました言い方じゃないですか。

いわゆる地元問題、母港問題ですわね、端的に言えば、母港問題が解決していなければ出力上昇試験というのはいやらないんだから、そんなのあたりまえのことですよ。それだけじゃなくて、前回私が確認をして、そうですとおっしゃつた。衆議院の委員会でも答弁をなさつておられた。なわち、もう「むつ」はこれで大丈夫ですというふうに確認ができた、そういう状況で、さあ大丈夫ですから決してお荷物厄介しないであつたのところで受け取つてください、引き取つてくださるというところで、いよいよそれを統合のルールに乗せていくわけでしょう。それで大丈夫だというふうに判定をするのは、出力上昇試験も終わり、実験航海も終わつて、大丈夫です、本当に「むつ」は大丈夫と、こういうことになるんじゃないですか。あなたはそこをこの前確認したじゃないですか。

○政府委員(石渡鷹雄君) まさにそういう状態が好ましいということは言えるわけでございますけれども、私は、従来から答弁をいたしましては、どういう段階、すなわち出力上昇試験云々が済んでいなくちゃいけない、あるいは実験航海が済んでいなくちゃいけないということは申し上げたことがございませぬ。非常に気をつけて私もその点はあるわけございまして、静かな研究環境が担保されるというのが、これが最低の条件だということ……

○佐藤昭夫君 そんなこと言うてないですよ、この前の私の質問に対して。四者協定にかかわる母港問題もありますねと、で、ああそうだと、あなたはどうなすいた。しかし、静かな研究環境云々というようなことはきよう初めて出てくる用語ですよ。そういうとにかく法案審議というのは、何回か回を重ねてやっていくんだから、前回言ったことを都合が悪くなると後からそれを勝手に変える、そういうようなことをやったら、これは法案審議できませんよ。速記録を精査をしてはつきりしましょう。

○政府委員(石渡寛雄君) 従来から申し上げておきますのは、具体的には「むつ」の修理点検、定係港問題等、「むつ」にかかわる諸問題が解決し、「むつ」を実験船として運航することにより、諸データの蓄積が可能となっているような状態というふうに申し上げてきたつもりでございます。

○佐藤昭夫君 つもりではだめですよ。私はいま言ったように、前回どう言ったか、衆議院でもどう言っているか、衆議院でこう言っているということも引用しながら、こういうことですねと確認したら、あなたはそうですというふうに言ったんですから、どうしてもそれを變えるというんだったら、やっぱりこの委員会に対してあなたは謝罪をして、前回大変な言い間違いをしましたというだけでもしない限り、言ったつもりですと、つもりではだめだ。これはもう速記録を精査してはつきりしましょう。

本日はもうこれで終わり。

○委員長(太田淳夫君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二十二分散会



昭和五十五年十一月二十七日印刷

昭和五十五年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局